

食品安全委員会

Food Safety Commission

20年の歩み

2023年（令和5年）9月



内閣府

食品安全委員会

Food Safety Commission of Japan

本文の記載は、**2023**年（令和5年）3月31日
現在のものである。

食品安全委員会 20年の歩み

目次

巻頭言	3
食品安全委員会の20周年にあたって	食品安全委員会委員長 山本 茂貴
寄稿文	
(歴代食品安全委員会委員長)	4
設立10周年前後の思い出	熊谷 進
FSCJ 20th Anniversaryに寄せて	佐藤 洋
(歴代食品安全委員会事務局長)	7
食品安全委員会20年に寄せて	姫田 尚
食品安全委員会の思い出と期待	川島 俊郎
食品安全委員会設立20周年に当たり	小川 良介
第1部 文章編	
1 はじめに	11
2 組織・予算	11
(1) 委員会委員	11
(2) 専門委員	12
(3) 事務局	14
(4) 予算	14
3 食品健康影響評価の実施と評価指針の策定・改正	14
(1) 委員会の開催	14
(2) 評価の実績	20
(3) リスクプロファイル	29
(4) ファクトシート	29
4 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視	31
5 科学的調査及び研究の実施	34
(1) 研究・調査企画会議	34
(2) 食品安全確保総合調査事業	36
(3) 食品健康影響評価技術研究事業	38
6 リスクコミュニケーションの実施	39
(1) 意見交換会等の開催	39
(2) 情報提供	53
(3) 食品安全モニター	56

7	緊急時対応	58
8	国際関係	62
9	関係府省間の連携	68
10	法令・委員会決定	68
	(1) 法律	68
	(2) 政令	69
	(3) 内閣府令、訓令	70
	(4) 委員会決定	70

第2部 資料編

1	委員会会合開催実績一覧	75
2	専門調査会開催実績一覧	76
3	食品健康影響評価の諮問案件に対する審議状況	77
4	自ら評価案件一覧	78
5	実施状況調査実績一覧	79
6	食品安全確保総合調査課題一覧	80
7	食品健康影響評価技術研究採択課題一覧	83
8-1	リスクコミュニケーション実績一覧	88
8-2	食の安全ダイヤル年度別受付件数(グラフ)	90
8-3	季刊誌「食品安全」発刊実績	91
8-4	食品安全委員会メールマガジン「食品安全e-マガジン」会員登録者数	96
8-5	Facebook実績	97
8-6	YouTube実績	101
8-7	Twitter実績	104
8-8	食品安全モニター会議の開催状況	106
9	国際会議等対応実績一覧	108
10	海外の専門家による講演会等開催実績一覧	114
11	英文電子ジャーナルの発行実績	119
12	歴代政務一覧	129
13	食品安全委員会委員の変遷	130
14	専門調査会等座長・座長代理の変遷	131
15	専門委員一覧	134
16	予算及び定員の推移	158
17	事務局組織の変遷	159
18	事務局幹部の変遷	160

食品安全委員会の20周年にあたって

食品安全委員会委員長

山本 茂 貴

食品安全委員会は2023年7月1日で設立20年を迎えました。牛海綿状脳症の発生を契機として、また、国際的な食品安全の意識の高まりの中、国際的に通用する新たな食品安全の仕組みを取り入れるため、食品安全基本法が制定され、食品安全委員会が設立されました。

そして、食品安全を確保する仕組みであるリスクアナリシスの考え方が導入されました。リスクアナリシスはリスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3要素から構成されますが、食品安全委員会はリスク評価とリスクコミュニケーションを担当しています。

私は、食品安全委員会とは、設立当初からプリオン専門調査会の専門委員として、また、2017年からは委員として、2019年から委員長として関わって参りました。

食品安全委員会は国民の健康保護が最も重要であるという基本認識のもと、科学的知見に基づき様々な危害要因について食品健康影響評価を行っており、これまでに3100を超える食品健康影響評価を行ってきました。

食品安全行政にリスクアナリシスの考え方が導入され、20年間でこの考え方は確実に国内外で定着してきました。食品の安全に関わる関係者の取り組みも進展してきたと思います。これまで行われたリスク評価の中で、「生食用食肉（牛肉）における腸管出血性大腸菌とサルモネラ属菌」は定量的リスク評価に基づき数的目標値の設定が行われた初めての事例で、今後は可能な限り、微生物に関連して、定量的リスク評価を行うことが必要と考えます。

一方、農薬の再評価、PFASやカドミウム等の汚染物質に関する評価を含め重要な食品健康影響評価が実施されています。引き続き、科学的知見に基づき、透明性を持って、中立公正な評価を進めて参ります。

今後は、世界的に新しいリスク評価手法も積極的に取り入れていくべきであると考えます。特に、これまでに蓄積されたデータを基に化学物質の作用、安全性をコンピュータ上で予測・評価するin silico手法の導入、微生物分野での予測微生物学や定量的リスク評価の取り組み、さらにデジタルトランスフォーメーションやAI（人工知能）の導入も検討していく必要があると考えます。

また、食品安全委員会からの情報発信や関係者間の相互理解を深めるためのリスクコミュニケーションはさらに強化していくべきであると考えます。コロナウイルス感染症により対面でのリスクコミュニケーションが困難でしたが、インターネットを通じた情報発信やリスクコミュニケーションが行われました。今後もインターネット等による情報発信の強化は必要と思います。

20周年を迎えるに当たり、これまでの経験の蓄積を踏まえ、今後さらなる進化が必要と思います。食品安全委員会は、これからも食品の安全を確保するため、努力して参ります。

設立10周年前後の思い出

東京大学名誉教授

熊谷 進

(元食品安全委員会委員長)

委員長就任前の時期に、とくに深く記憶に残っている案件のひとつは、2011年3月に発生した原子力発電所からの放射性物質による食品汚染であった。急遽、委員会で対応を集中審議し「緊急とりまとめ」を通知、ついで7月に健康影響評価書を公表した。もうひとつは、飲食店での死亡例を含む食中毒に関連して、短期間中にとりまとめた生食用食肉に関する健康影響評価である。いずれも公表後に批判的意見が少なからず寄せられたが、科学的に適切で丁寧な回答を示すことができたと思う。それらの経験を通じて、評価の根拠データを限られた時間内で入手することに加え、専門家を探し出して知恵を結集することの重要性を改めて強く認識した。

2012年7月に委員長に就任し、新たに着任した委員を含め新体制で臨んだ。委員や事務局スタッフとは、業務上の打ち合わせ以外に、相互理解の促進を図るために会食の機会を増やし、そこでも貴重な意見を多くいただいた。2011年に厚労省から要請を受けていた牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価の作業が鋭意進められ、2012年10月に、と蓄牛の検査月齢引き上げを含む評価書を、翌年5月にはさらなる引き上げに係る評価書を仕上げることもできた。限られたデータに基づかざるを得なかったが、質の高い出来上がりになったと思う。これで長らく懸案であった検査月齢について一步前進させることができ、安堵した。2013年7月には、10周年記念事業として国際シンポジウムを開催し、国内外から貴重な意見をいただいた。また、同年末には、食品健康影響評価の科学的基盤の発展を願い、オープンアクセス電子ジャーナル「Food Safety」を創刊することができた。当時の委員と事務局の理解と協力があってこそのものである。

食品の安全確保は、健康影響評価が無くではあり得ない。国民に信頼され、国際的に頼りにされる評価機関としての一層の発展を心より願っている。

FSCJ 20th Anniversaryに寄せて

東北大学名誉教授

佐藤 洋

(前食品安全委員会委員長)

食品安全委員会が創設二十周年を迎えるとのこと、おめでとうございます。わが国の食品安全行政の要としての役割を果たしてきたことに敬意を表するとともに、微力ながらも18年間にわたって力添えができたことを嬉しくも誇りに思います。

思い起こせば2003年の春「食品安全委員会がつくられ、リスクアセッサーを200名公募する」という話を聞いたのが、食品安全委員会を知るきっかけでした。その時は「手を挙げる人いるのか？多数のリスクアセッサーを集めるのは大変だな」と思っただけで忘れてしまいました。ところが、八月になると委員に就任した小泉直子先生から電話で要請があり、十月には汚染物質調査会の専門委員に任命されることになってしまいました。専門委員の9年間に、カドミウム、メチル水銀、鉛等と主に重金属の評価をしましたが、知見を集め議論しながら評価書を作っていく作業は大変ではあったものの楽しいものでした。

その後委員に任命されやはり9年務めました。汚染物質ばかりでなく専門調査会全体を見る立場になり、同じ「リスク評価」とは言え調査会ごとにずいぶん違うものだということを実感しました。プリオン専門調査会では、まだBSEの発生が報告されていた時期でもあり、社会の関心も高く傍聴者が多数で緊張した雰囲気がありました。申請者がおり評価のための資料を提出する調査会での「リスク評価」も汚染物質とは異なるものでした。新開発食品や遺伝子組み換え食品等、また微生物・ウイルスの専門調査会などそれぞれ独自の雰囲気や方法があったように思います。

委員在任中に思うところがあり、実現を目指したこともありましたので、記したいと思います。

まず、評価にメリハリがあっても良いのではないかということです。評価対象物質のハザードの強さやばく露状況によって詳細で慎重な評価が必要な場合と比較的シンプルな評価ですむ場合があります。そのためには評価対象物質を明らかに定義でき、正確なばく露評価が必要になります。アクリルアミドの評価では、モンテカルロシミュレーションで詳細にばく露評価をおこなったので、発がん性が懸念されるにもかかわらず明解な評価結果を出せたと思っています。

リスク評価に携わる専門委員は科学の各分野の専門家ですが、リスク評価では分野の知見を整理し総合的に判断をしなければなりません。したがって専門分野の知見の深さだけでなく、知見の意味つまり人の健康にどのように影響しうるのかを翻訳し判断でき、議論をリードする能力のある人が必要です。そのようなことができる人は必ずしも多くないのです。それはリスク評価を学べる機関がなく、機会も少ないことによるのです。これをなんとか解決する必要が

あります。

また、リスク評価書自体がリスクコミュニケーションになることが必要かと思います。科学的に正確・詳細な記述は評価書としては必要ですが、難解で読む気が失せる評価書では困ります。主に科学的な知見を整理する部分とリスクの判定を中心とした結論に至るまでを記述する部分に分冊にし、後者はできるだけわかりやすく書いて読んでもらえるリスク評価書にすることを六価クロム等でトライしてみましたが、どこまで達成できたかわかりません。

人々の健康に影響するのかどうかは、摂取量つまりばく露にかかっています。ばく露状況を把握することはリスク評価に必須です。また食品経路以外のばく露もあります。そのために、食品はじめ環境のモニタリングはもちろん、生体試料を用いた生物学的（バイオ）モニタリングが欠かせません。委員退任直前に答申した鉛の評価書でもそのことを強調しました。しかし、バイオ・モニタリングは食品安全委員会単独では不可能であり、環境省や厚生労働省はじめとして政府全体で行うべきことだと考えています。

二十周年を迎えた食品安全委員会が、さらに大人になっていくことを期待します。

食品安全委員会20年に寄せて

公益社団法人中央畜産会副会長

姫田 尚

(元食品安全委員会事務局長)

食品安全委員会（FSCJ）が独立性を保った機関として、また、国際的にも先進国のリスク評価機関としての地位を確立されていることに心からお祝い申し上げます。

まず、私が着任したときには、大学や研究機関でのアカデミックな研究をされている専門委員等の方々には、レギュラトリーサイエンスの考え方を理解してもらうことが必要でした。このため、新任委員を中心にリスクアナリシスやレギュラトリーサイエンスについての研修をしました。これらにより、極めて低いリスク（ゼロリスク）を追求することも少なくなり、的確な評価が順次できるようになってきました。

科学的な評価を進めるうえで、熊谷委員長から英文ジャーナルの創設と研究所の設置を要請されました。双方とも困難な案件でしたが、松元次官にお願いしました。多額の予算と人員が必要な研究所は、断念しましたが、ジャーナルについては、委員長をはじめ7人の委員の方々の強い熱意の下、理解を得て、現在では国内外に高い評価を受けています。

リスク評価については、栄養成分関連添加物、そしていわゆる「健康食品」、極めて微量な成分の評価など、幅広い科学的知見に基づいて、科学者の衆知を集めて評価しました。懸案だったBSE国内対策の最終的評価も得られました。

国際的にもEFSA（EU）、FDA（USA）、ANSES（フランス）、BFR（ドイツ）、FSANZ（オーストラリア等）などの海外の評価機関とも密接な情報交換と連携が図られ、さらにJECFA（食品添加物）、JMPR（農薬）、JEMRA（微生物）などの国際的なリスク評価機関とも連携しており、食品安全委員会の国際的な地位の向上が図られています。これらは、佐藤委員長をはじめとして7人の委員と事務局職員で、委員長を中心として検討し、時にはワインや銘酒を傾けながら議論してきた結果だと思えます。

今後も、FSCJが消費者、生産者、メーカー、マスコミ等ステークホルダーと十分なりリスクコミュニケーションを行いながら、科学的知見を唯一の拠り所にリスク評価を行い国内外に信頼される組織として食品安全の守護神として世界に輝くFSCJとしてEFSA、FDA等に肩を並べる組織にさらに成長することを祈念いたします。

食品安全委員会の思い出と期待

一般社団法人食肉科学技術研究所前理事長

川 島 俊 郎

(元食品安全委員会事務局長)

食品安全委員会設立20周年おめでとうございます。

私が事務局に在籍した2016年～2019年の3年間は、諸先輩方のおかげで設立時の「大変な時代」から既に「安定期」に入っており、また、食品安全にかかわる大きな事故・事件といったこともなく、各専門調査会でそれぞれの評価方法に基づき数多くの評価作業が着実に進められていました。そんな中で、あえて思い出としてひとつ上げると、「in silico（コンピュータ上での）」評価方法に関する検討です。多種多様な化学物質が新しく開発される中で、既知の化学物質の毒性試験データをデータベース化し、構造が類似した化学物質のデータから評価物質の毒性を類推するというもので、私自身は極めてアナログな人間であり、高度に専門的なその内容を理解することは難しかったのですが、とても新鮮で興味深いものでした。今やAIが我々の日常活動の様々な場面に急速に利用されるようになっていますが、食品安全委員会においても、in silicoのような新しい評価方法が活用され、評価がより科学的に妥当性の高いものになっていくことを期待しています。

評価技術がどんなに高度化しても、評価を行うのは最終的には人であることを思えば、特に事務局職員のスキルアップとその支援が必要不可欠と考えます。私の時にも、職員の皆さんに、大学で社会人を対象にした博士号取得のコースに参加することをお勧めし、時間をかけて努力し実際に取得された方がおられます。当時も国内外の留学、在外研修等色々な制度が用意されていましたが、食品安全委員会事務局の場合、残念ながら職員数に余裕がなく、EFSA等欧米の評価機関に長期に行っていただくことはできませんでした。特に食品安全の世界では国際化が避けられないなか、優秀な人材確保の観点からも、親元機関の理解と協力も得て、研修・留学しやすい体制を充実していくことが大事ではないかと考えています。

食品安全委員会が科学的根拠に基づく公正・中立なリスク評価機関として、今後とも信頼され、発展することを願っております。

食品安全委員会の20周年に当たり

農林水産省農林水産審議官

小川良介

(元食品安全委員会事務局長)

かつて、私は、平成13年9月の日本におけるBSE感染牛の確認等を契機に行われた食品安全行政の見直しの担当をしていました。したがって、令和元年7月、食品安全委員会についても生みの親のような気持ちで、事務局長に着任しました。そして、食品安全行政にリスク評価が定着していることを実感し、立派に成長してくれているという印象を持ちました。

現在、リスク評価件数で最も数が多いのは、農薬で約4割を占めていると記憶していますが、毎年、同じことしていると、ルーティン化してしまう傾向があります。しかし、私が事務局長の頃は、平成30年の農薬取締法の改正により導入された農薬の再評価について、評価の考え方や評価体制の見直しを行う時期にあたり、新しい業務を経験することができました。余談ですが、平成30年の農薬取締法の改正時、私は農林水産省で法律改正の担当審議官であり、さらに、事務局長の後、再評価を担当する消費・安全局長として復帰したので、それぞれの場所で手抜きせずに良かったと思えました。

他方、令和2年になると、新型コロナによる緊急事態宣言が発せられるなど、通常の状態での勤務を行うことが困難になりました。しかし、既にリスク評価は食品安全行政にビルトインされており、年間200件程度の評価を止めることはできないので、直ちに、Webによりリスク評価を行うことができるよう、ルールの見直しや機器の整備に苦勞しました。幸い、早い時期にWeb会議の体制を整えることができ、当時は、霞が関で最も進んでいるというお言葉をいただくことができました。

このようにリスク評価自体は順調に行われているが、農薬についても、あれだけ精緻に科学的に評価しながらも、専門知識を有しない消費者からは、依然として不安に思われていることを踏まえると、今後、力を入れるべきは、リスク・コミュニケーションであると思います。

第1部 文章編

1 はじめに

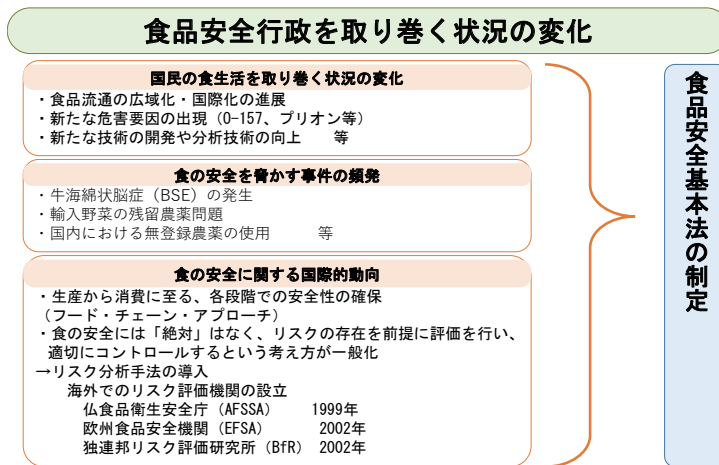
2003年（平成15年）7月1日、食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）に基づき、厚生労働省、農林水産省等の行政機関（リスク管理機関）から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関として、内閣府に設

置された。

2023年（令和5年）7月に設立20周年を迎えるに当たり、設立から10年を迎えた2013年（平成25年）7月に、それまでの委員会の歩みを記録した、「食品安全委員会10年の歩み」を編纂したことから、2013年度からの委員会の歩みを記す。

【法制定の経緯】

【食品安全委員会10年の歩み】



https://www.fsc.go.jp/iinkai/iinkai_10nen_ayumi_2507.pdf

2 組織・予算

(1) 委員会委員

委員会の委員は、法第29条第1項に基づき「食品の安全性の確保に関して優れた知見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」こととされており、法第30条第1項に基づき任期は3年とされている。

①2014年（平成26年）改選

2014年（平成26年）の委員改選に当たっては、2013年（平成25年）11月5日に国会に人事案が提出され、同月8日に参議院本会議及び衆議院本会議でそれぞれ同意を得て、2014

年（平成26年）1月7日に熊谷進委員（微生物等）が再任された。

②2015年（平成27年）改選

2015年（平成27年）の委員改選に当たっては、同年5月19日に国会に人事案が提出され、同月21日に衆議院本会議で、同月22日に参議院本会議でそれぞれ同意を得て、同年7月1日に、佐藤洋委員（公衆衛生等）、山添康委員（有機化学（化学物質等））、石井克枝委員（消費者意識・消費行動等）、村田容常委員（食品の生産・流通システム等）が再任され、三森国敏委員（毒性学等）に代わり吉田緑委員

(毒性学等)が、上安平洸子委員(情報交流)に代わり堀口逸子委員(情報交流)がそれぞれ任命された。

③2017年(平成29年)改選

2017年(平成29年)の委員改選に当たっては、2016年(平成28年)10月21日に国会に人事案が提出され、同日に参議院本会議で、同月25日に衆議院本会議でそれぞれ同意を得て、2017年(平成29年)1月7日に熊谷進委員に代わり山本茂貴委員(微生物等)が任命された。

④2018年(平成30年)改選

2018年(平成30年)の委員改選に当たっては、同年3月13日に国会に人事案が提出され、同月16日に参議院本会議及び衆議院本会議でそれぞれ同意を得て、同年7月1日に、佐藤洋委員、吉田緑委員、堀口逸子委員が再任され、山添康委員に代わり川西徹委員(有機化学(化学物質等))が、石井克枝委員に代わり香西みどり委員(消費者意識・消費行動等)が、村田容常委員に代わり吉田充委員(食品の生産・流通システム等)がそれぞれ任命された。

⑤2020年(令和2年)改選

2020年(令和2年)の委員改選に当たっては、2019年(令和元年)11月26日に国会に人事案が提出され、同月29日に参議院本会議及び衆議院本会議でそれぞれ同意を得て、2020年(令和2年)1月7日に山本茂貴委員が再任された。

⑥2021年(令和3年)改選

2021年(令和3年)の委員改選に当たっては、同年3月26日に国会に人事案が提出され、

同年4月1日に衆議院本会議、同月7日に参議院本会議でそれぞれ同意を得て、同年7月1日に、川西徹委員、香西みどり委員、吉田充委員が再任され、佐藤洋委員に代わり脇昌子委員(公衆衛生等)が、吉田緑委員に代わり浅野哲委員(毒性学等)が、堀口逸子委員に代わり松永和紀委員(情報交流)がそれぞれ任命された。

⑦2023年(令和5年)改選

2023年(令和5年)の委員改選に当たっては、2022年(令和4年)10月28日に国会に人事案が提出され、同年11月1日に衆議院本会議で、同月9日に参議院本会議でそれぞれ同意を得て、2023年(令和5年)1月7日に山本茂貴委員が再任された。

(2) 専門委員

法第36条第1項に基づき、委員会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができ、同条第2項に基づき、専門委員は学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命することとされている。また、2003年(平成15年)7月9日の第2回委員会会合で決定された「食品安全委員会専門調査会運営規程」(以下「専門調査会運営規程」という。)において、委員会の下に設置される分野ごとの専門調査会及びその所掌、専門調査会に属すべき専門委員は、委員長が指名することが規定されている。

2013年度(平成25年度)時点で、12の専門調査会が設置されており、内訳は、企画等専門調査会、添加物専門調査会、農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会、器具・容器包装専門調査会、化学物質・汚染物質専門調査会、微生物・ウイルス専門調査会、プリオン専門調査会、かび毒・自然毒等専門調査会、

遺伝子組換え食品等専門調査会、新開発食品専門調査会、肥料・飼料等専門調査会であった。

2015年（平成27年）9月29日の第578回委員会会合において、専門調査会運営規程の一部改正が行われ、同年10月1日に施行された。この改正により、規程の名称が「食品安全委員会専門調査会等運営規程」（以下「専門調査会等運営規程」という。）に改正された。また、化学物質・汚染物質専門調査会については、その業務を名称に正確に反映するため、汚染物質等専門調査会に名称変更されるとともに、既存の専門調査会の範囲を超えた特定分野に関する審議を行う場合に、必要に応じて専門調査会の下に設置されていたワーキンググループについては、委員会の直下に必要に応じて設置することとされ、専門調査会と同等の位置づけとなった。これにより、委員会の直下に、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ（～2018年（平成30年）4月）、いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループ（～2018年（平成30年）4月）、栄養成分関連添加物ワーキンググループ、加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループ（～2018年（平成30年）4月）及び薬剤耐性菌に関するワーキンググループが設置されることとなった。

なお、その後、清涼飲料水等に関するワーキンググループ（2016年（平成28年）4月～2018年（平成30年）4月）、評価技術企画

ワーキンググループ（2016年（平成28年）4月～）、六価クロムワーキンググループ（2017年（平成29年）6月～2021年（令和3年）6月）、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ（2017年（平成29年）10月～2021年（令和3年）6月）、香料ワーキンググループ（2017年（平成29年）10月～）、鉛ワーキンググループ（2019年（平成31年）4月～2021年（令和3年）6月）、菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループ（2019年（令和元年）10月～2021年（令和3年）3月）、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（2021年（令和3年）4月～）、有機フッ素化合物（P F A S）ワーキンググループ（2023年（令和5年）2月～）が委員会の下に設置された。

2020年（令和2年）3月24日の第777回委員会会合において、専門調査会等運営規程の一部改正が行われ、同年4月1日に施行された。これにより、農薬専門調査会が廃止され、農薬全般に関する事項や再評価に関する事項について調査審議を行う農薬第一専門調査会並びに個別の品目について調査審議を行う農薬第二専門調査会、農薬第三専門調査会、農薬第四専門調査会及び農薬第五専門調査会が新たに設置された。

以上の経緯を経て、2023年（令和5年）3月31日現在、16の専門調査会及び6のワーキンググループが設置されている。また200名の専門委員が任命されており、内訳は以下のとおりである。

企画等専門調査会	16名	添加物専門調査会	17名	農薬第一専門調査会	13名
農薬第二専門調査会	12名	農薬第三専門調査会	13名	農薬第四専門調査会	12名
農薬第五専門調査会	13名	動物用医薬品専門調査会	14名	器具・容器包装専門調査会	16名
汚染物質等専門調査会	12名	微生物・ウイルス専門調査会	15名	プリオン専門調査会	11名
かび毒・自然毒等専門調査会	10名	遺伝子組換え食品等専門調査会	10名	新開発食品専門調査会	10名
肥料・飼料等専門調査会	13名	栄養成分関連添加物ワーキンググループ	12名	薬剤耐性に関するワーキンググループ	12名
評価技術企画ワーキンググループ	11名	香料ワーキンググループ	10名	ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ	8名
有機フッ素化合物（PFA S）ワーキンググループ	11名				

※複数の専門調査会、ワーキンググループを兼任している委員を含む。

(3) 事務局

事務局は、2013年（平成25年）5月に、評価課を評価第一課及び評価第二課に分割し、勧告広報課及び情報・緊急時対応課を情報・勧告広報課に統合する組織再編を行い、局長、次長、総務課、評価第一課、評価第二課、情報・勧告広報課の体制となった。2015年（平成27年）4月には訓令室として評価技術企画室が設置された。

2023年（令和5年）には、農薬の評価体制の強化を図るため、リスクコミュニケーション

ン官を廃止し、農薬評価室長を新設する組織再編があり、同年4月から局長、次長、4課1室1官体制となった。

(4) 予算

2013年度（平成25年度）の予算は、9億1,800万円であった。2023年度（令和5年度）予算は、委員会の運営、リスク評価等に必要な技術研究・調査の実施、情報収集の充実及びリスクコミュニケーションの推進に必要な経費として、9億5,100万円を計上している。

3 食品健康影響評価の実施と評価指針の策定・改正

(1) 委員会の開催

会合は原則として毎週1回公開で開催することとされ、2023年（令和5年）3月31日現在、火曜日が定例日とされている。以下に各年度の会合開催状況を記載する。

①2013年度（平成25年度）

2013年度（平成25年度）は、41回の委員会会合が開催された。

2013年度（平成25年度）には、234案件につ

いて食品健康影響評価の要請があり、265件について評価結果を通知した。

2014年（平成26年）1月7日の第499回委員会会合において、熊谷委員が委員長に再び選出された。

2月10日の第502回委員会会合において、2013年度（平成25年度）の委員会自らの判断により食品健康影響評価の対象案件を選定し評価を行う案件（以下「自ら評価案件」という。）として選定したものはなかったが、「麻

痺性貝毒」についてはファクトシートを作成することとし、また、「ノロウイルス」及び「サプリメント」については情報収集及び情報提供を行うとともに、次年度も継続して議論を行うこととした。

②2014年度（平成26年度）

2014年度（平成26年度）は、46回の委員会会合が開催された。

2014年度（平成26年度）には、219案件について食品健康影響評価の要請があり、269案件について評価結果を通知した。

2014年（平成26年）12月16日の第542回委員会会合において、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進のための方向性について」（平成22年12月16日委員会決定）を改正し、2015年（平成27年）3月31日の第555回委員会会合において、研究・調査会議の下に、事前・中間評価部会、事後評価部会、プログラム評価部会の3つの部会を置き、研究・調査の各段階において、外部有識者による評価を実施する体制を整備した（詳細は「5 科学的調査及び研究の実施」参照。）。

2月10日の第548回委員会会合において、2013年度（平成25年度）の自ら評価案件の審議の際に、継続して議論を行うとした「ノロウイルス」については、リスク管理機関と積極的に意見交換を行い、今後の方策について検討を行うこととされ、また、同じく継続して議論を行うとした「サプリメント」については、いわゆる「健康食品」として、健康食品全般の安全性について委員会としての見解をとりまとめることとした。また、3月24日の第554回委員会会合において、「フモニシン」を自ら評価案件として決定した。

③2015年度（平成27年度）

2015年度（平成27年度）は、45回の委員会会合が開催された。

2015年度（平成27年度）には、132案件について食品健康影響評価の要請があり、207案件について評価結果を通知した。

企画等専門調査会における2014年度（平成26年度）の自ら評価案件候補選定の審議結果（健康食品全般についてのリスクや懸念される事項、留意すべき点等について委員会の意見を取りまとめ、情報発信すべき）を踏まえ、2015年（平成27年）6月2日の第563回委員会会合において、新たに「いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループ」を設置した。また、12月8日の第587回委員会会合において、その審議結果の報告書及び報告書をもとに作成した消費者に対するメッセージを決定した。この報告書及びメッセージは、これらのエッセンスを1枚にまとめた委員長・座長からの「国民の皆様へ」と併せて公表した。

7月1日の第568回委員会会合において、佐藤委員が委員長に選出された。


9月29日の第578回委員会会合において、専門調査会運営規程の一部改正を行い、ワーキンググループは原則として委員会の直下に設置することを規定するとともに、専門委員の任期を明記し、業務内容を名称に正確に反映させるために「化学物質・汚染物質専門調査会」の名称を「汚染物質等専門調査会」に改め、その所掌事務の規定ぶりの適正化を行った。

また、同日の委員会会合において、調査審議の体制の拡充のため、「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」、「加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループ」及び「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」を新たに委員会に設置することを決定した。

2016年（平成28年）3月29日の第600回委員会会合において、「アレルギー物質を含む食品」を自ら評価案件として決定した。また、同会合において、コンピューター等を用いた新たな評価方法の導入・活用等に係る企画・

立案を進めるため「評価技術企画ワーキンググループ」を、また、調査審議体制の拡充のため「清涼飲料等に関するワーキンググループ」を設置することを決定した。

【2015年（平成27年）12月8日に公表したいわゆる「健康食品」に関する「国民の皆様へ」】



国民の皆様へ


「若さと健康を願うあなたに」、「△△の健康のための〇〇」といったキャッチフレーズを、毎日たくさん見聞きします。そして、医薬品のようにカプセルや錠剤の形をしたサプリメント、「健康にいい」成分を添加した飲料や食品など、さまざまな「健康食品」が売られています。今や国民のおよそ半分の方が、こうした「健康食品」を利用されているという調査もあり、「健康食品」市場が拡大しています。これは、健康で生き残りたいという古来変わらない人々の願望の表れでしょう。

「健康食品」がこのような願望に応えるものならばいいですが、残念ながら、現代でも「これさえ摂れば、元気で生き残ります」という薬や食品はありません。それどころか逆に、「健康食品」で健康を害することもあります。しかも、そのような情報は皆様の目に触れにくいのが現状です。消費者は、「健康食品」のリスクについての情報を十分に得られないまま、効果への期待だけを大きくしやすいうちに陥っているといえます。

食品安全委員会ではこうした状況を憂い、幅広い専門家からなるワーキンググループを作り、「健康食品」の安全性について検討しました。まず「健康食品」から健康被害が起る要因を挙げ、次にその要因ごとに、健康被害事例などを含めた文献などからの科学的事実を調べ、皆様に知っていただきたい事項として取りまとめました。そうして作成した報告書からさらに抜粋して、皆様に向けて19項目のメッセージをまとめました。これらは「健康食品」で健康被害が出ることをなくしたいという本委員会の願いを込めました。

その中でお伝えしたいことのエッセンスは裏面のとおりです。「健康食品」を摂るかどうかを判断するときは、是非知っておいていただきたいことをまとめてあります。これらを踏まえて、「健康食品」についての科学的な考え方を持って、その判断をしてください。健康被害を避けるためにもとても大切な知識です。

編 者 佐藤 洋
 いわゆる「健康食品」に関する 食品安全委員会委員長
 検討ワーキンググループ長



「健康食品」については、多くの人での科学的にも及ぶ期間の科学的研究が少なく、安全性や有効性が確立しているとはいえません。「健康食品」を利用するかどうかはあなたの判断次第です。信頼のできる情報を基に、あなた自身の健康に役立つ選択をしてください。

ここでいう「健康食品」には、「健康への利益がサプリメント効果と比べて顕著なものである」という食品を指します。これは、特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品、機能性表示食品も含みます。またここでいう「サプリメント」とは、サプリメント・錠剤・粒剤・糖衣錠の「健康食品」を指します。

「食品」であっても安全とは限りません。

- 健康被害のリスクはあらゆる食品にあります。身近な「健康食品」にも健康被害が報告されています。
- 「食品」は「ナチュラル」「自然」のものが、安全であるとは限りません。これは食品全般に言えることです。
- 栄養素や食品についての詳細は、食生活の変化や科学の進展などにより変わる可能性があります。健康に良いとされていた成分や食品が、その後、別の病から健康を害するようになることも少なくありません。

多量に摂ると健康を害するリスクが高まります。

- 錠剤・カプセル・粒剤・糖衣錠の形のサプリメントは、通常の食品よりも容易に多量を摂ってしまいがちという注意が必要です。

ビタミン・ミネラルをサプリメントで摂ると過剰摂取のリスクがあります。

- 現在の日本では、通常の食事をしているビタミン・ミネラルの不足が問題となることはまれであり、ビタミン・ミネラルをサプリメントで摂る必要はないと示すデータは今のところありません。健全な食生活が健康の基本です。
- むしろサプリメントからの摂り過ぎが健康被害を起こすことがあります。特にセレン、鉄、ビタミンA、ビタミンEは注意が必要です。

「健康食品」は医薬品ではありません。品質の管理は製造者任せです。

- 品質が不十分で、表示通りの成分が入っていない、成分が異なるなどは危険です。
- 品質が不十分、成分表示が異なるため健康被害を起こした例があります。

誰かにとって良い「健康食品」があってもあなたにとって良いとは限りません。

- 摂取する人の年齢や性別、摂取期間によって、安全性や効果も変わります。
- 買込んだ食品での効果、副作用や健康を害する恐れのないかについては科学的根拠にはなりません。口コミや体験談、販売店などの情報を参考にせず、信頼のできる情報をもとに、今の自分にとって、本当に安全なのか、役立つのかを考えてください。

※ 食品安全委員会、医薬品・健康・栄養研究所の「健康食品」の安全性・有効性情報、厚生労働省のインターネットサイトなど



<https://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.html>

④2016年度（平成28年度）

2016年度（平成28年度）は、44回の委員会会合が開催された。

2016年度（平成28年度）には、267案件について食品健康影響評価の要請があり、271案件について評価結果を通知した。

2016年（平成28年）5月17日の第606回委員会会合において、「香料に関する食品健康影響評価指針」が決定された。

4月5日に「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において薬剤耐性（AMR）

対策アクションプランが決定されたことを受け、6月14日の第610回委員会会合において、薬剤耐性菌の食品健康影響評価の一層の推進や改善に向け、今後5年間で実施する行動計画を策定することを決定し、薬剤耐性菌に関するワーキンググループでの審議後、2017年（平成29年）3月28日の第644回委員会会合において、薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画を決定した。

⑤2017年度（平成29年度）

2017年度（平成29年度）は、46回の委員会会合が開催された。

2017年度（平成29年度）には、138案件について食品健康影響評価の要請があり、181案件について評価結果を通知した。

2017年（平成29年）5月30日の第651回委員会会合において、化学物質・汚染物質専門調査会（平成21年当時）の下に設置された清涼飲料水部会において審議されていた六価クロムについて、新たに収集した知見を踏まえて専門委員による調査審議を行うため、「六価クロムワーキンググループ」を委員会に設置することを決定した。

7月18日の第658回委員会会合において、新たな評価指針である「栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針」及び「添加物（酵素）に関する食品健康影響評価指針」を決定するとともに、加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方を附則として追加する「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成22年5月27日委員会決定）を改正した。

7月25日の第659回委員会会合において、海外で活用の動きがみられるコンピューター上（in silico）での化学物質の毒性評価方法である（Q）SAR及びRead acrossの今後の活用に向けた課題等について評価技術企画ワーキンググループでとりまとめた「新たな時代に対応した評価技術の検討～化学物質の毒性評価のための（Q）SAR及びRead acrossの利用～」を承認した。

9月26日の第667回委員会会合において、2016年度（平成28年度）の自ら評価案件としたアレルギー物質を含む食品に関して、「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」を委員会に設置することを決定した。ま

た、同会合において、今後香料の審議件数の増加が見込まれることから、2016年（平成28年）5月に策定した「香料に関する食品健康影響評価指針」に基づく評価を行うため、「香料ワーキンググループ」を委員会に設置することを決定した。

11月7日の第672回委員会会合において、「動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方」（平成26年10月14日委員会決定）を改正した。

⑥2018年度（平成30年度）

2018年度（平成30年度）は、46回の委員会会合が開催された。

2018年度（平成30年度）には、134案件について食品健康影響評価の要請があり、154案件について評価結果を通知した。

2018年（平成30年）4月10日の第692回委員会会合において、新たな評価指針である「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」を決定した。

7月2日の第703回委員会会合において、佐藤委員が委員長に選出された。

7月10日の第704回委員会会合において、食品健康影響評価にベンチマークドーズ法を活用する上での技術的課題について評価技術企画ワーキンググループが取りまとめた「新たな時代に対応した評価技術の検討～BMD法の更なる活用に向けて～」が報告され、今後、本報告内容を踏まえ、同ワーキンググループにおいて、指針のとりまとめに向けた調査審議を進めることとされた。

9月25日の第713回委員会会合において、新たな評価指針である「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」を決定し、「内分泌活性を有する動物用医薬品の食品健康影響評価の考え方について」（平成30年6月1日動物用医

薬品専門調査会決定)を指針の関連文書に位置付けるため、「動物用医薬品に関する食品健康影響指針」(平成30年4月10日委員会決定)を改正した。

10月16日の第716回委員会会合において、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」を決定した。2019年(平成31年)2月12日の第730回委員会会合において、自ら評価案件として選定したものはなかったが、「メチル水銀」については将来的に再評価を行う可能性も考慮し情報収集を行うこととし、「アニサキス」については、3月4日の第78回微生物・ウイルス専門調査会での審議を経て、3月26日の第736回委員会会合において、知見等を収集した上で、リスクプロファイルの作成を進めることとした。

⑦2019年度(令和元年度)

2019年度(令和元年度)は、42回の委員会会合が開催された。

2019年度(令和元年度)には、145案件について食品健康影響評価の要請があり、139案件について評価結果を通知した。

2019年(令和元年)4月23日の第740回委員会会合において、2007年度(平成19年度)に自ら評価案件として選定した「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価について審議を行う「鉛ワーキンググループ」を委員会に設置した。

食品用器具・容器包装についてのポジティブリスト制度導入に対応するため、2019年(令和元年)5月28日の第743回委員会会合において、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」を新たに決定した。

8月27日の第754回委員会会合において、科学技術・情報技術の発展、プログラム評価結果等を踏まえ、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成22年12月16日委員会決定)を改正した。

10月1日の第759回委員会会合において、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」を新たに決定した。なお、2013年度(平成25年度)に農薬専門調査会において策定した「特定農薬の食品健康影響評価における考え方について」、「農薬の食品健康影響評価における暴露評価対象物質に関する考え方」及び「農薬の急性参照用量設定における基本的考え方」、並びに2017年度(平成29年度)に農薬専門調査会において策定した「農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の取扱いについて」等を本指針の関連資料に位置付けた。

10月15日の第761回委員会会合において、「菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループ」を委員会に設置することを決定した。

10月29日の第762回委員会会合において、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針[動物試験で得られた用量反応データへの適用]」を新たに決定した。

2020年(令和2年)3月24日の第777回委員会会合において、農薬に係る再評価制度の導入等を踏まえ、専門調査会等運営規程を改正し、従来の農薬専門調査会を農薬第一から第五までの5つの専門調査会に再編する等評価体制の整備を行った。また、それに伴い「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」(令和元年10月1日委員会決定)を改正した。

⑧2020年度(令和2年度)

2020年度(令和2年度)は、32回の委員会

会合が開催された。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえ、2020年（令和2年）4月9日に第779回委員会会合を臨時で開催し、「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」を決定した。また、一般傍聴についても、同日の委員会会合から、傍聴者を入れずに委員会会合を開催していたが、5月19日の第781回委員会会合からは、傍聴者を入れることに代えて、会合の様子を委員会のYouTubeチャンネルにて配信した。2020年度（令和2年度）には、89案件について食品健康影響評価の要請があり、98案件について評価結果を通知した。

2020年（令和2年）6月16日の第782回委員会会合において、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（令和元年10月1日委員会決定）の関係資料について、従来の「コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価の在り方について」から、農薬第一専門調査会で取りまとめた「残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて」に変更した旨を報告した。また、そのほか農薬の評価の関連では、2020年度（令和2年度）は、農薬第一専門調査会において、「農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について」を策定した。

7月7日の第783回委員会会合において、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において審議した「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」を報告した。食品用器具・容器包装について、2019年度（令和元年度）に「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」を策定した際に引き続きの検討事項とされていたポリマー添

加剤の取扱い及び研究事業で実施した溶出試験法に係る研究成果を反映する観点から、10月6日の第792回委員会会合において「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」（令和元年5月28日委員会決定）を改正し、公表した。

2021年（令和3年）3月2日の第806回委員会会合において、評価技術企画ワーキンググループにおいてとりまとめた「食品健康影響評価において(Q)SARを活用して変異原性を評価する場合の手引き」について報告した。3月23日の第809回委員会会合において、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書に掲げられる添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行うため、「ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ」を委員会に設置した。

⑨2021年度（令和3年度）

2021年度（令和3年度）は、43回の委員会会合が開催された。

新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、傍聴者を入れることに代えて、委員会会合の様子をYouTube配信した。2021年度（令和3年度）には、82案件について食品健康影響評価の要請があり、133案件について評価結果を通知した。

2021年（令和3年）4月6日の第811回委員会会合において、農薬第一専門調査会で取りまとめた「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」及び「残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方」を「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（令和元年10月1日委員会決定）の関係資料として位置付けるため、本指針の一部を改正した。

5月18日の第816回委員会会合において、「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」(平成30年9月25日委員会決定)を全部改正した。7月1日の第823回委員会会合において、山本委員が委員長に選出された。

9月28日の第833回委員会会合において、最新の国際動向やこれまで行ってきた添加物の評価結果等を踏まえ、「添加物に関する食品健康影響評価指針」(平成22年5月27日委員会決定)を全面改正するとともに、「香料に関する食品健康影響評価指針」(平成28年5月17日委員会決定)、「添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針」(平成29年7月18日委員会決定)及び「栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針」(平成29年7月18日委員会決定)について所要の整備を行った。

2022年(令和4年)3月22日の第852回委員会会合において、最新の国際動向等を踏まえ、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」(平成16年9月30日委員会決定)の一部を改正した。

また、日本国内の人用抗菌性物質の承認状況の変化や、WHO、各国・地域のランク付けの動向を踏まえ、「食品を介して人の健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」(平成18年4月13日委員会決定)の一部を改正した。

⑩2022年度(令和4年度)

2022年度(令和4年度)は、41回の委員会会合が開催された。

2022年度(令和4年度)には、111案件について食品健康影響評価の要請があり、97案件について評価結果を通知した。

2022年(令和4年)6月14日の第862回委員会会合において、「食品健康影響評価にお

けるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」(令和元年10月29日委員会決定)の一部を改正した。

6月21日の第863回委員会会合において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」(平成19年6月1日委員会決定)を全部改正した。

2023年(令和5年)1月10日の第884回委員会会合において、山本委員が委員長に選出された。

1月31日の第887回委員会会合において、「有機フッ素化合物」を自ら評価案件とすることを決定した。そして、2月7日の第888回委員会会合において、有機フッ素化合物(PFA S)ワーキンググループを委員会に設置した。

(2) 評価の実績

以下に、各年度において、代表的な評価の実績を記載する。

①2013年度(平成25年度)

<牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する評価(我が国の検査対象月齢の引き上げ)>

2011年(平成23年)12月19日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請を受けた「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し」に係る食品健康影響評価(我が国の検査対象月齢の引き上げ)について、プリオン専門調査会において、2012年度(平成24年度)から4回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2013年(平成25年)5月13日の第473回委員会会合において、「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し」に係る食品健康影響評価(我が国の検査対象月齢の引き上げ)について、評価書を決定し、厚生労働省に通知した。

【「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直し」に係る食品健康影響評価(我が国の検査対象月齢の引き上げ)】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20121219001>

＜食品中のリステリア・モノサイトゲネスに関する評価＞

2012年(平成24年)1月16日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請を受けた「食品中のリステリア・モノサイトゲネス」に関する食品健康影響評価について、微生物・ウイルス専門調査会において、2011年度(平成23年度)から6回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2013年(平成25年)5月20日の第474回委員会会合において、「食品中のリステリア・モノサイトゲネス」に関する食品健康影響評価について、評価書を決定し、厚生労働省に通知した。

【「食品中のリステリア・モノサイトゲネス」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20120116331>

＜食品中のヒ素に関する評価＞

2003年(平成15年)7月1日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請を受け、2008年度(平成20年度)に自ら評価案件として選定した「食品中のヒ素」に関する食品健康影響評価について、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会において、2009年度(平成21年度)から2回、化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会において、2009年度(平成21年度)から9回、化学物質・汚染物質専門調査会において、2013年度(平成25年度)に1回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2013年(平成25年)12月16日の第498回委員会会合において評価書を決定し、厚生労働省及び農林水産省に結果を通知した。

【「食品中のヒ素」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya2009031900k>

＜オクラトキシンAに関する評価＞

2008年度(平成20年度)に自ら評価案件として選定した「オクラトキシンA」に関する食品健康影響評価について、かび毒・自然毒等専門調査会において、2010年度(平成22年度)から8回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2014年(平成26年)1月27日の第501回委員会会合において決定し、厚生労働省及び農林水産省に結果を通知した。

【「オクラトキシンA」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya200903190ks>

②2014年度（平成26年度）

＜豚の食肉の生食に関する評価＞

2014年（平成26年）9月10日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請を受けた「豚の食肉の生食」に関する食品健康影響評価について、微生物・ウイルス専門調査会において、2014年度（平成26年度）から2回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2015年（平成27年）2月24日の第550回委員会会合において、評価書を決定し、厚生労働省に通知した。

【「豚の食肉の生食」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20140910231>

＜高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の評価＞

2005年（平成17年）9月20日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請のあった「高

濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」について、同年9月30日に新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループを設置し、5回の審議を行った後、新開発食品・添加物合同専門調査会において、2009年（平成21年）から5回審議を行った。その後、2010年（平成22年）6月10日に「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ」を設置し、7回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2015年（平成27年）3月10日の第552回委員会会合で評価書を決定し、厚生労働省に結果を通知した。

【「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20050920001>

③2015年度（平成27年度）

＜クドア（クドア属粘液胞子虫）に関する評価＞

2012年度（平成24年度）に自ら評価案件として選定した「クドア（クドア属粘液胞子虫）」に関する食品健康影響評価について、微生物・ウイルス専門調査会において、2013年度（平成25年度）から6回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2015年（平成27年）11月10日の第583回委員会会合において決定し、厚生労働省及び農林水産省に結果を通知した。

【「クドア（クドア属粘液胞子虫）」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20151110862>

④2016年度（平成28年度）

＜加熱時に生じるアクリルアミドに関する評価＞

2010年度（平成22年度）に自ら評価案件として選定した「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する食品健康影響評価について、化学物質・汚染物質専門調査会において、2011年度（平成23年度）から2回、同専門調査会化学物質部会において2013年度（平成25年度）から6回審議を行った後、「加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループ」において1回の審議を行った。その後、審議結果を取りまとめ、2016年（平成28年）4月5日の第601回委員会会合で評価書を決定し、消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省に結果を通知した。

【加熱時に生じるアクリルアミドに関する情報】



<https://www.fsc.go.jp/osirase/acrylamide1.html>

＜牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）＞

2015年（平成27年）12月18日付で厚生労働省から要請があった「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し」に係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）について、プリオン専門調査会において、2015年度（平成27年度）から5回審議を行った後、審議結果をとりまとめ、2016年（平成28年）8月30日の第620回委員会会合において評価結果を決定し、厚生労働省に通知した。

【「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し」に係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20151218480>

＜家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌に関する評価＞

2003年（平成15年）12月8日付で農林水産省から要請があった「家畜に使用する硫酸コリスチン」に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について、薬剤耐性菌ワーキンググループにおいて、2016年度（平成28年度）から3回審議を行った後、審議結果をとりまとめ、2017年（平成29年）1月17日の第635回委員会会合において、評価結果を決定し、農林水産省に通知した。

【「家畜に使用する硫酸コリスチン」に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya03120816918>

⑤2017年度（平成29年度）

＜アルミニウムに関する評価＞

2009年度（平成21年度）に自ら評価案件として選定した「アルミニウム」に関する食品健康影響評価については、2017年（平成29年）3月21日付で厚生労働省から評価要請を受け、添加物専門調査会での調査審議を経て取りまとめた添加物評価書「硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウム」（平成29年12月19日委員会決定）の評価結果において、アルミニウムイオンで構成される物質に関する知見も併せて評価されていること等、アルミニウムに係る自ら評価において必要な事項が網羅されていたことから、同評価結果をもって充てることを12月19日の第678回委員会会合で決定し、厚生労働省に結果を通知した。

【「アルミニウム」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20171219810>

＜フモニシンに関する評価＞

2014年度（平成26年度）に自ら評価案件として選定した「フモニシン」に関する食品健康影響評価について、かび毒・自然毒等専門調査会において、2015年度（平成27年度）から12回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2017年（平成29年）9月26日の第667回委員会会合において決定し、厚生労働省及び農林水産省に結果を通知した。

【「フモニシン」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20170926001>

＜清涼飲料水中に含まれる亜鉛、鉄、カルシウム、マグネシウム等（硬度）に関する評価＞

2013年（平成25年）4月9日付で厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「清涼飲料水に係る規格基準の改正について」の中に含まれる3物質（「亜鉛」、「鉄」、「カルシウム、マグネシウム等（硬度）」）について、2016年（平成28年）4月1日に「清涼飲料水等に関するワーキンググループ」を委員会に設置し、亜鉛と鉄については2回、カルシウム、マグネシウム等については1回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2017年（平成29年）4月25日の第647回委員会会合で評価書を決定し、厚生労働省に結果を通知した。

【「亜鉛」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya13040909003>

【「鉄」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya13040909004>

【「カルシウム・マグネシウム（硬度）」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya13040909005>

＜豆腐の規格基準の改正（無菌充填豆腐）に関する評価＞

2017年（平成29年）4月12日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請のあった「豆腐の規格基準の改正」（無菌充填豆腐）に関する食品健康影響評価について、微生物・ウイルス専門調査会において、2017年度（平成29年度）から4回審議を行った後、審議結果をとりまとめ、2018年（平成30年）1月23日第

681回委員会会合において、「豆腐の規格基準の改正」（無菌充填豆腐）に関する食品健康影響評価について決定し、厚生労働省に通知した。

【「豆腐の規格基準の改正」（無菌充填豆腐）に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/Kya20170412010>

⑥2018年度（平成30年度）

＜六価クロムに関する評価＞

2003年（平成15年）7月1日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請のあった、「清涼飲料水中に含まれる六価クロムの規格基準改正」について、2009年度（平成21年度）に化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会において1回の審議を行った後、2017年（平成29年）6月1日、「六価クロムワーキンググループ」を委員会に設置し、4回の審議を行った。その後、審議結果を取りまとめ、2018年（平成30年）9月18日の第712回委員会会合で評価書を決定し、厚生労働省に結果を通知した。

【「六価クロム」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20030703091>

⑦2019年度（令和元年度）

＜豚コレラ経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性に関する評価＞

2019年（平成31年）3月12日付けで農林水産省から食品健康影響評価の要請を受け、「豚コレラ経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性」に関する食品健康影響評価について、動物用医薬品専門調査会において、2018年度（平成30年度）から1回審議を行った後、審議結果をとりまとめ、2019年（平成31年）4月23日第740回委員会会合において、「豚コレラ経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性」に関する食品健康影響評価について決定し、農林水産省に通知した。

【「豚コレラ経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20190312043>

＜食品中のデオキシニバレノールの規格基準の設定に関する評価＞

2018年（平成30年）2月22日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請を受け、「食品中のデオキシニバレノールの規格基準の設定」に関する食品健康影響評価について、かび毒・自然毒等専門調査会において、2017年度（平成29年度）から5回審議を行った後、審議結果をとりまとめ、2019年（令和元年）

12月24日第768回委員会会合において、「デオキシニバレノール」に関する食品健康影響評価について決定し、厚生労働省に通知した。

【「食品中のデオキシニバレノールの規格基準の設定」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20180222161>

⑧2020年度（令和2年度）

＜乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく調製粉乳の審査事項に関する評価＞

菌末（生菌、死菌を含む。）を原材料として使用する調製粉乳の厚生労働大臣の承認審査を行う際の安全性等を確認するための審査事項の設定に際し、2019年（令和元年）10月9日付で、厚生労働大臣から、「ビフィズス菌及び乳酸菌の菌末を原材料として使用する調製粉乳に関して、同大臣の承認に当たり審査すべき事項を設定することについての評価の要請」があった。委員会は、菌末を添加する育児用調製粉乳の安全確保のため、科学的な検証を行うこととし、同年10月15日の第761回委員会会合において設置が決定された、菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループにおいて、4回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2021年（令和3年）3月9日の第807回委員会会合で評価書を決定し、厚生労働省に結果を通知した。

【「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく調製粉乳の審査事項」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20191009002>

＜合成型肥育ホルモンに関する評価＞

2014年（平成26年）3月20日付で酢酸トレンボロン及びゼラノールについて、厚生労働省から食品健康影響評価の要請を受け、2016年度（平成28年度）に評価を実施した酢酸メレンゲステロールでの経験を踏まえ、「内分泌活性を有する動物用医薬品の食品健康影響評価の考え方」（平成30年6月1日動物用医薬品専門調査会決定）に基づき、酢酸トレンボロン及びゼラノールについて、それぞれ2020年（令和2年）8月18日の第787回及び12月22日の第801回委員会会合において評価書を決定し、厚生労働省に通知した。

【「酢酸トレンボロン」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20140325209>

【「ゼラノール」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20140325010>

⑨2021年度（令和3年度）

＜食品及び器具・容器包装中の鉛に関する評価＞

2003年（平成15年）7月1日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請を受け、2007年度（平成19年度）に自ら評価案件として選定した「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価について、2012年（平成24年）3月の化学物質・汚染物質専門調査会幹事会による一次報告を経て、2019年（平成31年）4月に「鉛ワーキンググループ」を委員会に設置し、2019年度（令和元年度）から8回の審議を行った後、審議結果を取りまとめ、2021年（令和3年）6月29日の第822回委員会会合において評価書を決定し、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省及び経済産業省に通知した。

【「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210629388>

＜アレルギー物質を含む食品に関する評価＞

2015年度（平成27年度）に自ら評価案件として選定した「アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価」について、2017年（平成29年）10月に「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」を委員会に設置し、2017年度（平成29年度）から15回の審議を行い、科学的知見が豊富な「卵」を評価の対象とし、「アレルゲンを含む食品（卵）」の審議結果を取りまとめ、2021年（令和3年）6月8日の第819回委員会会合で評価を終了し、消費者庁及び厚生労働省に評価結果を通知した。

【「アレルゲンを含む食品（卵）」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210608325>

⑩2022年度（令和4年度）

＜農薬の再評価＞

2022年（令和4年）9月28日付けで農林水産省から最初の農薬再評価に係る評価要請として、チオベンカルブ、チフルザミド、ブタクロールについての評価要請があり、当該3品目は農薬第一専門調査会において審議することとなった。その後、2023年（令和5年）1月20日の農薬第一専門調査会第12回会合から審議を開始した。

＜ぶどう酒の製造に用いる添加物に関する評価＞

2021年（令和3年）9月28日付けで厚生労働省から添加物の規格基準改正に係る評価要請として、硫酸銅の評価要請があり、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおいて、2021年度（令和3年度）から4回審議を行った後、審議結果をとりまとめ、2022年（令和4年）8月9日第870回委員会会合において、「硫酸銅」に関する食品健康影響評価について決定し、厚生労働省に通知した。

2022年（令和4年）1月25日付けで厚生労働省から添加物として新たに定め、規格基準を設定数にあたっての評価要請として、フィチン酸カルシウムの評価要請があり、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおいて、2021年度（令和3年度）から3回審議を行った後、審議結果をとりまとめ、2022年（令和4年）9月6日第872回委員会会合において、「フィチン酸カルシウム」に関する食品健康影響評価について決定し、厚生労働省に通知した。

【「硫酸銅」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210928209>

【「フィチン酸カルシウム」に関する食品健康影響評価】



<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220125256>

(3) リスクプロファイル

委員会では、食中毒原因微生物等に関する食品健康影響評価に関連し、食品健康影響評価のためのリスクプロファイルを作成している。2013年度（平成25年度）以降作成及び改訂したものは以下のとおりである。

<鶏肉等におけるCampylobacter jejuni/coli>

カンピロバクターについては、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」に関する食品健康影響評価の決定後に蓄積した知見及び食品安全委員会が実施する食品安全確保総合調査の結果を踏まえ、リスク低減策の提案も含め、微生物・ウイルス専門調査会において、2017年度（平成29年度）から3回の審議を経て審議結果を取りまとめ、2018年（平成30年）5月8日の第695回委員会会合において、「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等におけるCampylobacter jejuni/coli～」を決定・公表した。

その後、微生物・ウイルス専門調査会において、2020年度（令和2年度）から3回の審議を経て審議結果を取りまとめ、2021年（令和3年）6月22日の第821回委員会会合において、「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等におけるCampylobacter jejuni/coli～（改訂版）」を決定・公表した。

<ノロウイルス>

ノロウイルスについては、微生物・ウイルス専門調査会において、2018年度（平成30年度）から2回の審議を行った後、審議結果を踏まえ、現時点の問題点及び今後の課題について、様々な関係者がそれぞれの視点で取組みに活用できる形でリスクプロファイルを取りまとめ、2018年（平成30年）11月20日の第721回委員会会合において、「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～ノロウイルス～」を決定・公表した。

(4) ファクトシート

委員会では、食品の安全性に係るハザードについて、ファクトシート（科学的知見に基づく概要書）を作成している。2013年度（平成25年度）以降作成した代表的なものは以下のとおりである。

<クロム>

2010年度（平成22年度）に自ら評価案件候補として提案があり、2010年（平成22年）12月16日の第36回企画専門調査会で自ら評価案件候補とはしないが、「国民に対する情報提供を行うもの」と整理され、2011年度（平成23年度）食品安全確保総合調査でファクトシート（案）を作成した。

ファクトシート（案）について、2013年（平成25年）6月17日の第478回委員会会合で報告し、ホームページで公表した。

<調理器具に用いられているシリコーン>

2010年度（平成22年度）に自ら評価案件候補として提案があり、2010年（平成22年）12月16日の第36回企画専門調査会で自ら評価案件候補とはしないが、「国民に対する情報提供を行うもの」と整理され、2011年度（平成23

年度) 食品安全確保総合調査でファクトシート(案)を作成した。

ファクトシート(案)について、2013年(平成25年)6月17日の第478回委員会会合で報告し、ホームページで公表した。

<シガテラ>

2010年度(平成22年度)に自ら評価案件候補として提案があり、2010年(平成22年)12月16日の第36回企画専門調査会で自ら評価案件候補とはしないが、「情報収集を行うもの」と整理され、引き続き自主的に情報収集を行い、ファクトシート(案)を作成した。

ファクトシート(案)について、2013年(平成25年)12月16日の第498回委員会会合で報告し、ホームページで公表した。

<ラップフィルムから溶出する物質>

2010年度(平成22年度)に自ら評価案件候補として提案があり、2010年(平成22年)12月16日の第36回企画専門調査会で自ら評価案件候補とはしないが、「国民に対する情報提供を行うもの」と整理され、2011年度(平成23年度)食品安全確保総合調査でファクトシート(案)を作成した。

ファクトシート(案)について、2014年(平成26年)3月31日の第509回委員会会合で報告し、ホームページで公表した。

<麻痺性貝毒>

2013年度(平成25年度)に「シアノトキシン」として自ら評価案件候補としての提案が

あり、2014年(平成26年)1月31日の第9回企画等専門調査会で自ら評価案件候補とはしないが、「シアノトキシン」に関連し、「麻痺性貝毒」について、ファクトシートの作成候補とする旨、2014年(平成26年)2月10日の第502回委員会会合で報告し、ファクトシート(案)を作成した。

ファクトシート(案)について、2014年(平成26年)11月25日の第539回委員会会合で報告し、ホームページで公表した。

<アニサキス>

2011年度(平成23年度)に自ら評価案件候補として提案があり、2012年(平成24年)2月3日の第2回企画等専門調査会で自ら評価案件候補とはしないが、「国民に対する情報提供を行うもの」と整理され、ファクトシート(案)を作成した。

ファクトシート(案)について、2014年(平成26年)12月9日の第541回委員会会合で報告し、ホームページで公表した。

<慢性消耗病>

CWDに関する知見の整理について専門委員より提案があったことを受けて、2017年(平成29年)5月17日の第104回プリオン専門調査会及び2017年(平成29年)10月11日の第107回プリオン専門調査会の審議を経てファクトシート(案)をとりまとめた。

ファクトシート(案)について、2017年(平成29年)10月24日の第670回委員会会合で報告し、ホームページで公表した。

4 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視

法では、委員会の所掌事務の一つとして、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することを規定している。

各年度の実施状況の調査結果は、以下のとおりである。

①第18回実施状況調査

前回までの実施状況調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（9分野※1 177品目）に加え、2012年（平成24年）4月から9月までに食品健康影響評価を通知した品目（9分野※2 64品目）の計241件について調査を実施した。実施後、118品目がリスク管理措置済み、123品目が次回への調査審議となった。この結果を、2013年（平成25年）11月18日の第494回委員会会合において報告した。

※1 9分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、かび毒・自然毒等、新開発食品、肥料・飼料等、その他である。

※2 9分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、プリオン、遺伝子組換え食品等、肥料・飼料等である。

調査の際、以下の品目について厚生労働省からヒアリングを行った。

【動物用医薬品】

フルベンダゾール（2010年（平成22年）1月評価結果通知）

レバミゾール（2010年（平成22年）3月評価結果通知）

さらに、前回ヒアリングを実施した品目のうち、1年間進捗が見られない以下の品目について、再度厚生労働省からヒアリングを行った。

【農薬】

クロルピリホス（2007年（平成19年）3月評価結果通知）

【動物用医薬品】

クロルスロン（2010年（平成22年）7月評価結果通知）

ブロチゾラム（2008年（平成20年）3月評価結果通知）

カナマイシン（2007年（平成19年）5月評価結果通知）

【汚染物質・化学物質】

ベンゼン（2008年（平成20年）11月評価結果通知）ほか、清涼飲料水の規格基準の見直しに関連する品目

②第19回実施状況調査

前回までの調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（9分野※3 123品目）に加え、2012年（平成24年）10月から2013年（平成25年）3月までに食品健康影響評価を通知した品目（9分野※4 122品目）の計245件について調査を実施した。実施後、62品目がリスク管理措置済み目、183品目が次回への調査審議となった。この結果を、2014年（平成26年）7月29日の第524回委員会会合において報告した。

※3 9分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、かび毒・自然毒等、新開発食品、肥料・飼料等、その他である。

※4 9分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医

薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、プリオン、遺伝子組換え食品等、肥料・飼料等、その他である。

③第20回実施状況調査

前回までの調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（9分野※5 183品目）に加え、2013年（平成25年）4月から2014年（平成26年）3月までに食品健康影響評価を通知した品目（10分野※6 259品目）の計442件について調査を実施した。実施後、202品目がリスク管理措置済み、240品目が次回への調査審議となった。この結果を、2016年（平成28年）3月29日の第600回委員会会合において、報告した。

※5 9分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、かび毒・自然毒等、肥料・飼料等、その他である。

※6 10分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、肥料・飼料等、その他である。

④第21回実施状況調査

前回までの調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（9分野※7 240品目）に加え、2014年（平成26年）4月から2015年（平成27年）9月までに食品健康影響評価を通知した品目（12分野※8 234品目）の計474件について調査を実施した。実施後、355品目がリスク管理措置済み、119品目が次回への調査審議となった。この結果を、2017年（平成29年）9月19日の第666回委員会会合において、報告した。

※7 9分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、汚染物質、器具・容器包装、微生物・ウイ

ルス、かび毒・自然毒等、肥料・飼料等、その他である。

※8 12分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、汚染物質、器具・容器包装、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品等、肥料・飼料等、その他である。

⑤第22回実施状況調査

前回までの調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（6分野※9 119品目）に加え、2015年（平成27年）10月から2016年（平成28年）9月までに食品健康影響評価を通知した品目（10分野※10 228品目）の計347件について調査を実施した。実施後、147品目がリスク管理措置済み、200品目が次回への調査審議となった。この結果を、2018年（平成30年）1月16日の第680回委員会会合において、報告した。

※9 6分野の内訳は、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、かび毒・自然毒等、肥料・飼料等である。

※10 10分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、微生物・ウイルス、プリオン、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等、その他である。

⑥第23回実施状況調査

前回までの調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（8分野※11 200品目）に加え、2016年（平成28年）10月から2017年（平成29年）9月までに食品健康影響評価を通知した品目（9分野※12 199品目）の計399件について調査を実施した。実施後、316品目がリスク管理措置済み、83品目が次回への調査審議となった。この結果を、2019年（平成31年）2月19日の第731回委員会会合に

において、報告した。

※11 8分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、かび毒・自然毒等、新開発食品、肥料・飼料等である。

※12 9分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、化学物質・汚染物質、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等である。

⑦第24回実施状況調査

前回までの調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（7分野※13 83品目）に加え、2017年（平成29年）10月から2018年（平成30年）9月までに食品健康影響評価を通知した品目（10分野※14 186品目）の計269件について調査を実施した。実施後、182品目がリスク管理措置済み、87品目が次回への調査審議となった。この結果を、2020年（令和2年）2月18日の第773回委員会会合において、報告した。

※13 7分野の内訳は、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、かび毒・自然毒等、新開発食品、肥料・飼料等である。

※14 10分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、プリオン、遺伝子組換え食品等、肥料・飼料等、その他である。

⑧第25回実施状況調査

前回までの調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（7分野※15 87品目）に加え、2018年（平成30年）10月から2019年（令和元年）9月までに食品健康影響評価を通知した品目（12分野※16 154品目）の計241件について調査を実施した。実施後、158品目がリスク管理措置済み、83品目が次回

への調査審議となった。この結果を、2021年（令和3年）3月16日の第808回委員会会合において、報告した。

※15 7分野の内訳は、農薬、動物用医薬品、汚染物質、器具・容器包装、かび毒・自然毒等、新開発食品等、肥料・飼料等である。

※16 12分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、汚染物質、器具・容器包装、微生物・ウイルス、プリオン、遺伝子組換え食品等、新開発食品等、肥料・飼料等、薬剤耐性菌、その他である。

⑨第26回実施状況調査

前回までの調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（8分野※17 83品目）に加え、2019年（令和元年）10月から2020年（令和2年）9月までに食品健康影響評価を通知した品目（12分野※18 98品目）の計181件について調査を実施した。実施後、111品目がリスク管理措置済み、70品目が次回への調査審議となった。この結果を、2021年（令和3年）12月14日の第842回委員会会合において、報告した。

※17 8分野の内訳は、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、かび毒・自然毒等、新開発食品、肥料・飼料等、薬剤耐性菌である。

※18 12分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等、薬剤耐性菌である。

⑩第27回実施状況調査

前回までの調査において、具体的な措置が講じられていなかった品目（6分野※19 67品目）に加え、2020年（令和2年）10月から

2021年（令和3年）9月までに食品健康影響評価を通知した品目（11分野※20 141品目）の計208件について調査を実施した。実施後、131品目がリスク管理措置済み、77品目が次回への調査審議となった。この結果を、2022年（令和4年）12月20日の第883回委員会会合において、報告した。

※19 6分野の内訳は、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、プリオン、かび毒・自然毒等、新開発食品である。

※20 11分野の内訳は、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、プリオン、遺伝子組換え食品等、肥料・飼料等、薬剤耐性菌、その他である。

5 科学的調査及び研究の実施

（1）研究・調査企画会議

2013年度（平成25年度）は、6月4日の調査・研究企画会議において、「食品安全確保総合調査の評価に関する指針」を定め、調査対象課題の評価を適切かつ公正に実施するために必要な基本的事項を定めた。

2014年度（平成26年度）は、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定。以下「ロードマップ」という。）の策定から4年が経過し、「テーマ選定から評価まで同一機関によって行われているのは不透明」「研究実施の委託契約において、再委託が多く、研究の主任研究者の位置づけがはっきりしない」「リスク管理にどの程度活用されているか不透明」等、事業全体の抜本的な改善が必要と指摘された内閣府行政事業レビューの結果から、近年の国際的に新しいリスク評価の方法の開発や研究の進展を踏まえ10年先の食品安全行政のあるべき姿を想定し、これからの5年間に於いて委員会が推進すべき調査・研究の方向性を明確にするために、2014年（平成26年）12月16日の第542回委員会会合において、ロードマップの改正を以下のとおり行った。

- ・ 食のグローバル化、分析技術の進展等に対応し、よりリスク評価に活用できる成果

を得るため、実施すべき研究・調査をより具体的に明示。実施すべき研究・調査の方向は、リスク評価に活用できる成果を得るため、

①危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

②健康影響発現メカニズムの解明

③新たなリスク評価方法等の確立

に焦点を当てて、研究・調査を実施することとした。

- ・ 内閣府行政事業レビューにおける議論を踏まえ「優先実施課題」をもとにした課題の選定
- ・ 事前評価・中間評価・事後評価の実施を明確化
- ・ リスク評価への活用状況について追跡評価を実施、さらに研究事業・調査事業を総体として評価するために、新たにプログラム評価を導入
- ・ 研究・調査結果の活用については、より一層の成果を得るため、関係府省との共有、成果発表会の実施、査読誌における公表を通じて、活用をより図ることを明記

このロードマップの見直しに伴い、調査・研究企画調整会議の名称が「研究・調査企画会議」へ改称され、「研究・調査企画会議」に

事前・中間評価部会、事後評価部会及びプログラム評価部会（以下「部会」と総称する。）が設置された。

各部会の概要や役割は以下のとおり。

（ア）事前・中間評価部会

事前・中間評価部会委員は、委員会の常勤委員と、食品の安全性の確保に優れた見識を有し、食品健康影響評価に精通する者のうちから委員長が指名する者から構成されている。

事前・中間評価部会においては、

- ①研究・調査についての中期的方針の案の策定及びその見直しに関すること。
- ②各年度において取り組むべき研究・調査の優先実施課題の案の選定に関すること。
- ③各年度において取り組むべき研究・調査の対象課題の案の選定に関する事前評価に関すること。
- ④2年以上の実施期間を要する研究課題の中間評価に関すること。
- ⑤部会に共通する事項に関すること。

について調査審議を行うこととされている。

（イ）事後評価部会

事後評価部会の構成員の概ね半数は、事前・中間評価部会の構成員とは異なる者をもって充てることとされており、事前・中間評価部会の外部有識者の委員と、その他委員長から指名された外部有識者の委員から構成されている。

事後評価部会においては、

- ①実施期間を終了した研究課題の事後評価に関すること。
- ②各年度において取り組まれた調査の対象課題の評価に関すること。

に取り組むこととされている。

（ウ）プログラム評価部会

プログラム評価部会の構成員は外部有識者をもって充てるものとされている。

プログラム評価部会においては、「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査のプログラム評価に関する指針」（平成28年12月2日研究・調査企画会議決定）（最終改正：令和4年2月18日）に基づき、研究事業・調査事業のプログラム評価（研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価）に関して調査審議を行うこととされている。また、研究事業及び調査事業の食品健康影響評価への活用状況等を把握するため、追跡評価を1年毎に実施している。

2016年（平成28年）12月2日に、研究・調査企画会議においてプログラム評価に必要な事項を定めた「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査のプログラム評価に関する指針」を策定した。評価に当たっては、研究事業及び調査事業の総体としての目標の達成度合いを成否判定することを基本とし、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上等、次につながる成果を幅広い視野から捉えること、個別課題の成果に対して重複した評価が実施されることがないように、事後評価及び追跡評価の結果の活用により、事業全体として効果的かつ効率的に評価することとされている。

2019年（令和元年）5月8日に、研究・調査企画会議プログラム評価部会においてプログラム評価を実施し、評価結果をとりまとめ、6月25日第747回委員会会合へ報告した。

評価対象期間は、平成27年度～令和元年度

〔食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について〕(平成22年12月16日委員会決定)の施行期間)であり、総合評価は「A」※であった。また、総合コメントとして以下の内容が示された。

- 限られた予算の中で成果を挙げており、いずれの研究事業の成果も良好であり、必要性及び効率性は高い。
- 食品健康影響評価やガイドラインの策定への活用のほか、論文文化等への活用を含め、研究成果の活用率は95%であり、研究成果は着実に活用されており、高く評価できる。研究成果は、本来であれば、全てが論文文化されるべきであるが、86%の研究課題が論文文化されているという数字はこれに近く、ほぼ満足できると考えられる。
- 論文文化されたデータを食品健康影響評価書に活用できるよう、今後もフォローアップを行っていく必要がある。また、食品健康影響評価に活用される予定の研究成果については、活用までの工程等が示されると、より評価がしやすいと考えられる。

※総合評価の判定は、研究・調査制度の総合的な評価として、S、A、B、Cの4段階とし、各委員の判定を点数化して平均値を算出した。

(小数点以下は四捨五入)。

S：研究・調査制度は予想以上の成果をあげた。

(4点)

A：研究・調査制度は概ね目標を達成した。(3点)

B：研究・調査制度は目的の達成がやや不十分であった。(2点)

C：研究・調査制度は目的の達成が不十分であった。(1点)

また、2019年度(令和元年度)は、ロードマップが2015年(平成27年)の見直しから5

年が経過したことから、8月27日の第754回委員会会合において、以下の位置づけを明確化するロードマップの改正を行った。

- ・ 食のグローバル化、最先端の科学技術の食品分野への応用及び情報技術の発展(評価に利用可能な情報量の増大)等を踏まえ、リスク評価に活用できる成果を得るため、実施すべき研究・調査を具体的に明示。また、実施すべき研究・調査の方向については、
 - ① ハザード・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積
 - ② 健康影響発現メカニズムの解明
 - ③ 新たなリスク評価方法等の活用
 に焦点を当てて、研究・調査を実施することとした。
- ・ 透明性を確保するため、関係規程に基づき研究事業・調査事業の実施及び評価を行うことを明示
- ・ 研究・調査の活用に関して、より一層の成果を得るため、成果発表会の実施、学術誌等での公表促進等を明示

【研究・調査活動に関するウェブページ】



<https://www.fsc.go.jp/chousa/>

(2) 食品安全確保総合調査事業

食品安全確保総合調査事業(「調査事業」という。)については、以下の流れで毎年実施する調査課題が決定されている。

- ①毎年度、ロードマップに基づき、当委員会において優先的に実施すべき研究課題(「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保

総合調査の優先実施課題)を決定

- ② 決定された優先実施課題に基づき、調査課題の仕様書を決定
- ③ 入札公告を実施
- ④ 総合評価落札方式・一般競争入札を実施し、調査請負者を決定する。

各調査課題については、調査事業終了後、事後評価部会における事後評価及びプログラム評価部会における追跡評価が行われ、リスク評価への活用状況が評価されている。

平成25年度は、「陰膳サンプルを用いた化学物質・汚染物質の分析調査」等4課題、平成26年度は、「動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査」等6課題、平成27年度は、「フモニシンに係る食品健康影響評価に関する調査」等6課題、平成28年度は、「清涼飲料水中の化学物質（六価クロム）の規格基準改正に係る食品健康影響評価のための情報収集・調査」等7課題、平成29年度は、「海外における汚染物質等に係るばく露評価に関する実態調査」等7課題、平成30年度は、「ベンチマークドーズ法に関するガイダンス及び導入支援ソフトウェア等の現状調査」等5課題、令和元年度は、「ファクトシートのためのダイオキシン類及びヒスタミンの科学的知見の収集に関する調査」等5課題、令和2年度は、「加熱調理の科学的情報の解析及び画像の開発」等6課題、令和3年度は、「野生動物由来の食肉中のハザードに関する調査」等3課題、令和4年度は、「パーフルオロ化合物に係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理」等6課題の調査を実施した。そのうち、主な調査事業は以下のとおりである。

平成29年度に実施した「海外における汚染物質等に係るばく露評価に関する実態調査」

においては、有機汚染物質を対象として、国際評価機関や諸外国の評価機関等におけるばく露評価等に関する情報を収集し、整理を行った。調査結果については、汚染物質等専門調査会における審議において活用されている。

平成30年に実施した「ベンチマークドーズ法に関するガイダンス及び導入支援ソフトウェア等の現状調査」においては、海外のリスク評価機関等が、ベンチマークドーズ法を用いる際の考え方、手順等を整理したガイダンス等に関する情報の収集を行った。調査結果については、評価技術企画ワーキンググループにおいて審議された「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」の審議資料作成の際の基礎情報として活用した。

また、令和2年度に実施した「加熱調理の科学的情報の解析及び画像の開発」においては、低温調理を含む種々の調理法を用いて、食材を変えた場合の調理工程の様子、調理品内部の加熱の状態等について、わかりやすい画像情報を開発・収集するとともに、画像が得られた時の調理条件を科学的情報として解析を行った。本調査で得られた情報については、食品安全啓発動画の素材として活用し動画を公開した。また、得られたデータ・写真を情報発信素材としてホームページ上で公開した。

その他の各調査課題の調査結果についても、食品健康影響評価、リスクプロファイル、ファクトシート、ガイドライン、リスクコミュニケーション等へ活用されている又は活用が見込まれている。

各年度における調査事業一覧は、資料編「5 食品安全確保総合調査課題一覧」を参照。

(3) 食品健康影響評価技術研究事業

食品健康影響評価技術研究事業（「研究事業」という。）については、以下の流れで毎年実施する研究課題が決定されている。

- ①毎年度、ロードマップに基づき、当委員会において優先的に実施すべき研究課題（「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題」）を決定
- ②決定された優先実施課題についてe-Rad等で公募
- ③応募課題を当委員会で審査し、採択課題を決定
- ④採択課題に対し委託費として研究費を配分
各研究課題については、研究事業終了後、事後評価部会における事後評価及びプログラム評価部会における追跡評価が行われ、リスク評価への活用状況が評価されている。

平成25年度は、「化学物質により誘発される肝肥大の毒性学的評価手法の確立と今後の問題点」等5課題、平成26年度は、「低水分含量食品中における食中毒細菌（サルモネラ、腸管出血性大腸菌）の菌数変動および生存確率予測モデルの開発」等8課題、平成27年度は、「食品に対する乳児期のアレルギー性反応獲得メカニズムと発症リスク評価」等8課題、平成28年度は、「食品用ペットボトルから溶出する化学物質の摂取量の推定に関する研究」等7課題、平成29年度は、「合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価における溶出試験法に関する研究」等6課題、平成30年度は、「食品に非意図的に混入する微量化学物質のリスク評価へのin silico評価手法の適用に関する研究」等8課題、令和元年度は、「二値反応の用量反応データを対象としたベンチマークドーズ計算ソフトウェアの開発研究」等9課題、令和2年度は、「ベイズ統計学に基づく推定手法を

活用したアレルギー症状誘発確率の推計に関する研究」等9課題、令和3年度は、「遺伝子組換え台木と非組換え穂木との生体成分輸送に起因する食品安全性の評価点解明」等3課題、令和4年度は、「細胞培養技術を用いて製造される食肉のリスク評価手法に関する研究」等8課題を採択した。

そのうち、主な研究事業は以下のとおりである。

平成28年度に採択した「食品用ペットボトルから溶出する化学物質の摂取量の推定に関する研究」及び平成29年度に採択した「合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価における溶出試験法に関する研究」において作成された溶出試験法案等については、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」の作成において活用された。

令和元年度に採択した「二値反応の用量反応データを対象としたベンチマークドーズ計算ソフトウェアの開発研究」によって開発されたソフトウェアは、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」を補完する評価技術企画ワーキンググループ決定文書に記載された。

令和2年度に採択した「ベイズ統計学に基づく推定手法を活用したアレルギー症状誘発確率の推計に関する研究」では、実際の臨床データからベンチマークドーズ法を用い、アレルギー症状誘発確率の推定を行った。本研究で得られた成果は、アレルゲンを含む食品に関するファクトシートの知見整理の資料として活用予定である。

その他の各研究課題の成果についても、食品健康影響評価、リスクプロファイル、ファクトシート、ガイドライン、リスクコミュニケーション等へ活用されている又は活用が見

込まれている。
各年度における研究事業一覧は、資料編「7

食品健康影響評価技術研究採択課題一覧」を参照。

6 リスクコミュニケーションの実施

リスクアナリシスを構成する、リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションの3つの要素のうちリスクコミュニケーションについては、法第23条において、「関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施する」と規定されている。委員会では、設立当初より、対象者、テーマ、手法等を工夫しながらリスクコミュニケーションに積極的に取り組んでいる。

委員会設立から11年目となった2014年（平成26年）、委員会の新たな10年に向けて、より適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを推進していくために、「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）を設置し、基本に立ち返って、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの意義、目的、目的を達成するために必要な方法等の検討を行った。さらに、この検討結果を、委員会の運営に適切に反映させるため、12月8日第12回企画等専門調査会会合において、企画等専門調査会の下に「リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループ」を設置することが決定された。当該ワーキンググループにおいて報告書（「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」）を作成し、2015年（平成27年）5月14日第14回企画等専門調査会会合において取りまとめが行われた。本報告書では勉強会での議論の内容を基に、リスクコミュニケーションの定義やこれまでの取組における課題、食品分野におけるリスク、望ましいリスクコミュニケーションのあり方及び

委員会や関係者（行政機関、食品事業者、消費者、科学者やメディア）に期待される姿勢等が盛り込まれている。本報告書は、現在委員会が行うリスクコミュニケーション活動の基本となっている。

なお、2009年（平成21年）に消費者庁が設立された以降は、委員会及びリスク管理機関が行うリスクコミュニケーションの事務の調整を消費者庁が行い、関係府省庁と連携したりリスクコミュニケーションにも取り組んでいる。

（1）意見交換会等の開催

①2013年度（平成25年度）

（ア）意見交換会等

- ・ 地方公共団体と共催で、サイエンスカフェの手法を取り入れた形式や、少人数グループによる意見交換方式などの効果的な形式での意見交換会、消費者団体と連携した意見交換会、地域の専門家を対象とした意見交換会を実施した。
- ・ 2013年（平成25年）5月に評価結果を通知した「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」に係る食品健康影響評価（我が国の検査対象月齢の引き上げ）について、当該評価書への意見・情報の募集期間中に意見交換会を実施し、その後、厚生労働省・消費者庁と連携して、「牛海綿状脳症対策の見直しに関する説明会」も実施した。また、地方公共団体や大学・研究機関等へ本テーマを中心とした講師派遣を行った。
- ・ 食品中の放射性物質について、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と連携した

説明会を全国各地で実施した。委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体向け学習会や全国食品安全連絡会議を開催し、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」や「食品中のリステリアのリスク評価」について意見交換を実施した。

(イ) 食の安全ダイヤル

- ・ 食の安全ダイヤルについては、一般消費者等から783件の相談や問い合わせを受け付けた。内容としては、牛海綿状脳症(BSE)関連の相談が多かった。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。また、よく尋ねられる質問等について、ウェブサイトやFacebook等を通じて情報を提供した。

(ウ) その他

- ・ 一般消費者に対し、食品の安全性についての体系的な理解を目的とした「食品を科学するーリスクアナリシス（分析）講座ー」を全6回の連続講座として実施し、委員会の各委員がそれぞれの専門分野についての講義を行った。



「食品を科学するーリスクアナリシス（分析）講座ー」の会場の様子（『食品安全 第38号』より）

- ・ 小学校高学年や中学生を対象として、食の安全について楽しく学ぶイベント「ジュニア食品安全委員会」（25名参加）、「ジュニア食品安全ゼミナール」（5回開催、計877名参加）を開催した。



2013年（平成25年）8月8日に開催された「ジュニア食品安全委員会」での記念撮影（『食品安全 第36号』より）

- ・ 訪問学習の受入れを行い（3回）、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性に関する説明・意見交換を行った。

②2014年度（平成26年度）

(ア) 意見交換会等

- ・ 地方公共団体や消費者団体等と連携し、地域のオピニオンリーダーや専門家等を対象に、少人数・参加型での双方向性が高い開催方式での意見交換会を実施した。



「酒と健康」をテーマに佐藤洋委員長が解説している様子（『食品安全 第42号』より）



福井県で開催した『食品添加物』についての意見交換会の様子（『食品安全 第42号』より）

- ・ トランス脂肪酸やアクリルアミドなどをテーマに報道関係者との意見交換会を行い、連携の充実・強化を図った。
- ・ 主に食品中の放射性物質や農薬等について、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省並びに地方公共団体と連携した意見交換会を実施した。
- ・ 地方公共団体との全国食品安全連絡会議や学習会を開催し、食品安全に関するリスクアナリシスの基本的事項や食品健康影響評価に関する情報提供を行った。

(イ) 食の安全ダイヤルへの対応

- ・ 食の安全ダイヤルについては、一般消費者等から708件の相談や問い合わせを受け付けた。内容としては、人工甘味料などの食品添加物の相談が多かった。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。また、よく尋ねられる質問等について、ウェブサイトやFacebook等を通じて情報を提供した。

(ウ) その他

- ・ 「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」を設置し、6回の会合を行った。



外部有識者を交えて行われた「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」の様子（『食品安全第39号』より）

- ・ 「リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループ」を設置し、2回の会合を行った。

- ・ 小学校高学年や中学生を対象として、食の安全について楽しく学ぶイベント「ジュニア食品安全委員会」（13名参加）、「ジュニア食品安全ゼミナール」（5回開催、計904名参加）を開催した。



熊谷委員長より「ジュニア食品安全委員会委員」任命書がひとりずつ手渡されている様子（『食品安全第40号』より）



広島市立戸山中学校で実施したジュニア食品安全ゼミナールの様子（『食品安全第41号』より）

- ・ 消費者の食品安全に関する体系的な理解の促進を目的に、委員会委員等による連続講座を実施した。講座の資料、質疑内容についてはインターネットで配信するとともに、講座の内容をまとめたDVDを作成し、地方公共団体等へ配布した。
- ・ 食育推進全国大会でブース出展し、リスクアナリシスの考え方や委員会の役割に関するパネルの展示や、パンフレット類の配布を行った。



内閣府ブース内の様子。多くの方に来訪いただき盛況となりました。



食育推進全国大会の様子。「食品安全」もポスターとして掲示。（『食品安全 第40号』より）

- ・ 日本毒性学会や日本獣医学会、日本薬理学会にて、食品の安全を守る仕組みについてブース展示を行い、リスクアナリシスの考え方の普及を図った。



日本獣医学会学術集会でのブース出展の様子（『食品安全 第41号』より）

③2015年度（平成27年度）

（ア）意見交換会等

- ・ 初めての取組として、栄養教諭等の学校

教育関係者を主な対象として、地方公共団体との共催の下、食品添加物、肉の生食のリスク等のテーマで意見交換会を実施した。



栄養教諭等の学校教育関係者を主な対象とした意見交換会の様子（『食品安全 第44号』より）

- ・ 食品中の放射性物質及び農薬について、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省、関係地方公共団体と連携した意見交換会を開催した。
- ・ いわゆる「健康食品」についての報告書及びメッセージに関して、報告書取りまとめの際に、記者ブリーフィングを行った。さらに、報告書の内容を広く消費者に周知するため、冊子「いわゆる「健康食品」について」を作成し、消費生活センター、地方公共団体、図書館等全国関係機関に広く配布するとともに、「いわゆる『健康食品』に関する説明会～消費者の皆様を対象に～」を開催した。

【冊子「いわゆる「健康食品」について」】



- ・ アクリルアミドワーキンググループにおいて評価書案を取りまとめた際に、記者ブリーフィングを行い、評価書案のパブリックコメント募集中に「加熱時に生じるアクリルアミドの食品健康影響評価及び低減対策について」のセミナーを実施した。
- ・ 食品添加物や食中毒をテーマに報道関係者との意見交換会を実施し、連携の充実・強化を図るとともに、消費者団体等関係者と情報交換会を行った。
- ・ 地方公共団体との全国食品安全連絡会議を開催し、トランス脂肪酸やいわゆる「健康食品」に関するメッセージ等に関する情報提供を行った。



全国食品安全連絡会議の様子（『食品安全 第45号』より）

（イ）食の安全ダイヤル

- ・ 一般消費者等から737件の相談や問い合わせを受け付けた。内容としては、トラン

ス脂肪酸について説明した委員会のウェブページを2015年（平成27年）6月に更新したこともあり、トランス脂肪酸関連の問い合わせが多かった。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。また、よく尋ねられる質問等について、ウェブサイトやFacebook等を通じて情報を提供した。

【平成27年6月に更新したトランス脂肪酸についてのウェブページ】



https://www.fsc.go.jp/osirase/trans_fat.html

（ウ）その他

- ・ 第14回企画等専門調査会において、報告書「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」を取りまとめた。
- ・ 消費者の食品の安全性に関する体系的な理解の促進を目的に、委員会委員らによる連続講座を実施した。講座の資料、質疑内容については委員会のウェブサイトに掲載した。
- ・ 日本家庭科教育学会、日本毒性学会、日本調理科学会、日本環境変異原学会、日本毒性病理学会、日本薬理学会にて、食品の安全を守る仕組みについてブース展示を行い、リスクアナリシスの考え方の普及を図った。
- ・ 食育推進全国大会においてブース出展し、リスクアナリシスの考え方や委員会の役割に関するパネルの展示や、パンフレッ

ト類の配布を行った。



食育推進全国大会の様子（『食品安全 第43号』より）

④2016年度（平成28年度）

（ア）意見交換会等

- ・ 食品添加物等の関心の高いハザードをテーマに、栄養教諭や家庭科教諭等の学校教育関係者を対象者として意見交換会を開催した。



学校教育関係者を対象者とした意見交換会の様子（『食品安全 第48号』より）

- ・ 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る評価書案に係る意見交換会を開催した。



牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る評価書案に係る意見交換会の様子（『食品安全 第48号』より）

- ・ 消費者庁等の関係省庁と連携し、食品中の放射性物質や牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し、食品の安全を守る取組に関する意見交換を開催した。
- ・ 地方公共団体との全国食品安全連絡会議を開催し、意見交換会の実施状況等に関する情報提供を行った。



全国食品安全連絡会議において、村田委員がトランス脂肪酸とアクリルアミドについて講演している様子（『食品安全 第49号』より）

- ・ 食中毒等をテーマに、報道関係者や消費者団体との意見交換会や情報交換会を行った。

（イ）食の安全ダイヤル

- ・ 一般消費者等から701件の相談や問い合わせを受け付けた。内容としては、食品添加物や遺伝子組み換え食品などの相談が多かった。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。また、

よく尋ねられる質問等について、ウェブサイトやFacebook等を通じて情報を提供した。

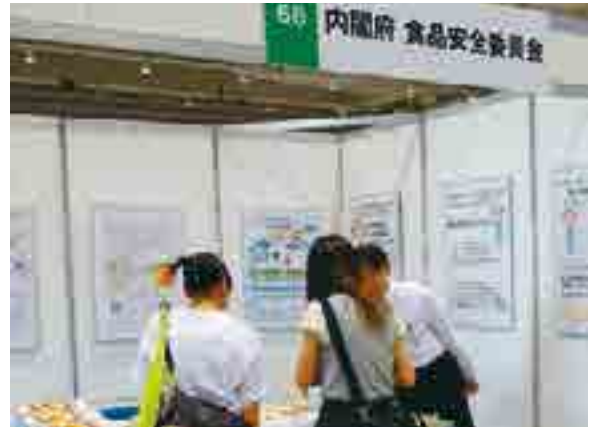
(ウ) その他

- ・ 委員会委員によるリスクアナリシス講座の地方開催を行うとともに、リスクアナリシス講座を刷新し、「加熱時に生じるアクリルアミドの食品健康影響評価及び低減対策」をテーマに「精講：食品健康影響評価」を開催した。
- ・ 「子ども霞が関見学デー」の参加プログラムとして「ジュニア食品安全委員会」（8名参加）を開催した。
- ・ PRION 2016、ifa Japan 2016、日本調理科学会、日本栄養改善学会、日本毒性病理学会及び日本環境変異原学会において、食品の安全を守る仕組みについてのブース展示を行った。



PRION2016の様子（『食品安全 第47号』より）

- ・ 食育推進全国大会において、リスクアナリシスの考え方や委員会の役割に関する情報提供を行った。



食育推進全国大会の食品安全委員会の出展ブースの様子（『食品安全 第48号』より）

⑤2017年度（平成29年度）

(ア) 意見交換会等

- ・ 栄養教諭や家庭科教諭等の学校教育関係者等を重点対象者とし、食品添加物等の関心の高いハザードをテーマに、地方公共団体と共催して意見交換会を開催した。



栄養教諭や家庭科教諭等の学校教育関係者等を重点対象者とした意見交換会の様子（『食品安全51号』より）

- ・ カフェインをテーマに広く一般消費者を対象とした「みんなのための食品安全勉強会」を、加熱時に生じるアクリルアミドをテーマに食品関係事業者や研究者等を対象とした「精講：食品健康影響評価」を開催した。
- ・ 消費者庁等の関係省庁と連携し、主に食品中の放射性物質をテーマに食品の安全性に係る意見交換会を開催した。

- ・ カフェイン、フモニシンをはじめとしたかび毒、無菌充填豆腐並びに硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムをテーマに、報道関係者及び消費者団体を対象とした意見交換会を行った。
- ・ 地方公共団体のリスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、各地方公共団体のリスクコミュニケーションの実態調査を行うとともに、全国食品安全連絡会議を開催し、外部講師情報等の共有化を図るとともに、実用的な事例の報告や有効なリスクコミュニケーションを実施するための意見交換を行った。

(イ) 食の安全ダイヤル

- ・ 一般消費者等から611件の相談や問い合わせを受け付けた。内容としては、乳児ボツリヌス症による死亡事故があったことから、ボツリヌス症の問い合わせが増えた。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。また、よく尋ねられる質問等について、ウェブサイトやFacebook等を通じて情報を提供した。

(ウ) その他

- ・ 食育推進全国大会において、リスクアナリシスの考え方や委員会の役割に関する情報提供を行った。
- ・ 消費者庁と連携して「子ども霞が関見学デー」(146名参加/参加全省庁の参加者数は43,484名)に初めて出展した。



「子ども霞が関見学デー」において、ゲームで楽しく学ぶ子どもたちの様子(『食品安全 第52号』より)

- ・ 訪問学習の受入れを行い(5回)、公衆衛生を学ぶ大学生及び大学院生や厚生労働省のインターンシップ生に対して、食品の安全に係る科学的基礎知識について講義を行った。
- ・ 公益社団法人日本栄養士会、一般財団法人食品産業センター及び公益社団法人日本医師会との間で、連携強化に向けた意見交換を行った。
特に、日本栄養士会とは、同会が制定した「栄養の日・栄養週間2017」の後援を行ったほか、県栄養士会の要請に応じた講師を派遣するとともに、委員会からの情報を同会のウェブサイトを通じて提供した。
- ・ 日本毒性学会、日本先天異常学会、日本食品微生物学会及び日本毒性病理学会において、委員による講演等と併せてブース展示を行った。



日本食品微生物学会学術総会でのブース展示の様子
 (『食品安全 第53号』より)



日本毒性病理学会と共催で行った市民講座の様子 (『食
 品安全 第54号』より)

- ・ 公式YouTubeにおいて、「精講：食品健康影響評価」及び「みんなのための食品安全勉強会」の講義を動画配信した。
- ・ 改訂版「科学の目で見える食品安全」について、全国の食品安全担当部局に情報提供を行うとともに、「お母さんになるあなたへ」にリステリアによる食中毒、ハチミツの摂取による乳児ボツリヌス症等の新たな情報を追加し、情報提供を行った。

【「科学の目で見える食品安全」】



<https://www.fsc.go.jp/kids-box/>

(キッズボックスページ下部に掲載)

⑥2018年度（平成30年度）

(ア) 意見交換会等

- ・ 広く一般消費者を対象とし、「食べものと微生物」及び「知って防ごう食中毒」をテーマに「みんなのための食品安全勉強会」を、食品関係事業者や研究者等を対象とし、鶏肉等におけるカンピロバクター・ジェジュニ/コリをテーマに「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」を開催した。
- ・ 地方公共団体と共催で、栄養教諭、学校栄養士等学校教育関係者を対象とし、食中毒予防、食品添加物等をテーマに意見交換を行い、グループワークを通して、テーマについての理解を深めた。



栄養教諭、学校栄養士等学校教育関係者を対象とした意見交換会におけるグループワークの様子と作成したクリアファイル（『食品安全 第56号』より）

- ・ 消費者庁等の関係省庁と連携し、食品中の放射性物質等をテーマに意見交換会を開催した。トランス脂肪酸、カンピロバクターを中心とした食中毒及びノロウイルスをテーマに、報道関係者及び消費者団体を対象とした意見交換会を行った。
- ・ 地方公共団体のリスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、各地方公共団体のリスクコミュニケーションの実態調査を行うとともに、全国食品安全連絡会議を開催して、地方公共団体が実施したリスクコミュニケーションの優良事例の報告及び有効なリスクコミュニケーションを実施するための意見交換を行った。
- ・ 公益社団法人日本栄養士会及び一般財団法人食品産業センターとの間で、連携強化に向けた意見交換を行った。日本栄養士会とは、2017年度（平成29年度）に引き続き、同会が制定した「栄養の日・栄養週間2018」の後援を行ったほか、キッズボックスの改善のため、同会会員のうち学校関係者を対象としたアンケート調査の実施に協力を得

た。

（イ）食の安全ダイヤル

- ・ 一般消費者等から633件の相談や問い合わせを受け付けた。内容としては、週刊誌に食品添加物の安全性についての記事が出たこともあり、食品添加物の問い合わせが多かった。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。加えて、消費者の関心が高いと考えられる質問については、Facebook等を通じて解説を広く情報提供した。

（ウ）その他

- ・ 消費者庁と共同で「こども霞が関見学デー」（190名参加／参加全省庁の参加者数は43,856名）に出展した。
- ・ 中学から大学・大学院までの学生、JICA研修生等の訪問学習を受け入れ（6回）、食品の安全確保の仕組みについての講義を行った。
- ・ 「食品の安全性に関する用語集」について、用語の検索・閲覧が容易にできるようにするため、ウェブサイトの用語集ページを整理し、html形式に変更し、新規作成及び見直しが必要な用語については、用語の説明文を検討し、更新作業を行った。

【食品の安全性に関する用語集】



<https://www.fsc.go.jp/yougoshu.html>

- ・ 日本栄養改善学会、日本食品微生物学会及び日本食品衛生学会において、委員によ

る講演と併せてブース展示を行った。また、Asian Pacific Prion Symposium2019において、事務局職員による講演と併せてブース展示を行った。

⑦2019年度（令和元年度）

（ア）意見交換会等

- ・ 食品事業者及び行政担当者を対象とし、鶏肉等におけるカンピロバクター・ジェジュニ／コリをテーマに「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」を鹿児島県及び福岡県で開催し、鶏肉の消費の多い地域においてカンピロバクター属菌に関する最新の情報を提供したほか、ノロウイルスをテーマに「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」を東京都と大阪府で開催した。



食品事業者及び行政担当者を対象とした講演の様子（『食品安全 57号』より）

- ・ 地方公共団体と共催で、栄養教諭等の学校教育関係者を重点対象とし、食品安全の基礎的な考え方に加え、食中毒や遺伝子組換え等の関心の高いテーマについての意見交換会を実施した。意見交換会ではグループワークを行い理解を深めた。



栄養教諭等の学校教育関係者を重点対象とした意見交換会の様子（『食品安全 57号』より）

- ・ 地方公共団体が実施する意見交換会等に講師派遣を行い、食中毒予防、カフェインの過剰摂取の防止及びいわゆる「健康食品」の適切な使用について、情報発信を行った。
- ・ 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針をテーマに、報道関係者及び消費者団体を対象に意見交換会を行った。
- ・ 全国食品安全連絡会議を開催し、各地方公共団体が行ったリスクコミュニケーションについての調査の結果をフィードバックするとともに、地方公共団体や委員会のそれぞれの役割分担について意見交換を行った。
- ・ 一般財団法人食品産業センターが主催する、流通事業者を含む食品関係事業者との意見・情報交換会に参加し、食品の安全に不安を感じた消費者からの問合せ状況や「食品の安全性確保の基本的な考え方」について情報交換を行った。
- ・ 一般消費者を対象とした講座「みんなの

ための食品安全勉強会」の開催を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見合わせた。

- ・ 食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、児童を対象とした「夏休み2019 宿題・自由研究大作戦！」に出展し、有識者による科学実験などを交えながら、情報提供及び意見交換を行った。また、食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、一般消費者を対象とした「食品に関するリスクコミュニケーション」を開催し、意見交換を行った。

(イ) 食の安全ダイヤル

- ・ 一般消費者等から576件の相談や問い合わせを受け付けた。内容としては、2020年(令和2年)1月に国内で新型コロナウイルス感染者が確認されたこともあり、新型コロナは食品から感染しうるのかなど、コロナ関連の相談が新たに発生した。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。さらに、「食の安全ダイヤル」を通じて消費者から良く尋ねられる食中毒予防などに関する質問等については、ウェブサイトやFacebook等を通じて情報を提供した。

(ウ) その他

- ・ 消費者庁と連携し、「こども霞が関見学デー」(201名参加/参加全省庁の参加者数は46,952名)に出展し、ゲームを通して手洗いや消毒の大切さについて理解を図った。
- ・ 国際食品素材/添加物展・会議、ヘルスフードエキスポ (ifa/HFE JAPAN)、日本毒性学会、日本調理科学会、日本食品衛生学会並びに日本食品微生物学会において、委員又は事務局職員による講演や委員会の業務に関するブース展示を行った。

- ・ 中学生・高校生を対象とした、食品の安全について理解を深めるための認知心理学を応用した副教材の作成を検討するため、研究事業による開発を進めた。
- ・ 食品安全を守る仕組み等に関心を持ち訪問学習を希望した中学生、高校生、大学生等の訪問学習を受け入れた(5回)。

⑧2020年度(令和2年度)

(ア) 意見交換会等

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止を優先したため、意見交換会等の開催は縮小した。しかし、主としてオンラインで一部の地方公共団体と共催での意見交換会を開催したほか、消費科学センター、消費者団体連合会、コープデリ生活協同組合連合会等の消費者団体や事業者団体及び大学、学会、展示会に講師を派遣した。冬季に発生件数が急増するノロウイルスをテーマに、食品事業者、研究者、行政担当者等の専門家を対象とし、「精講:食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」をYouTubeで動画配信し、寄せられた質問をもとにQ&A集を作成し、公表した。

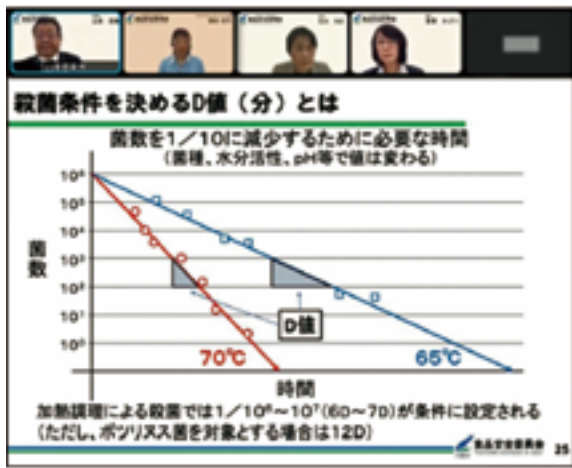


- ・ 委員会が行っている情報発信の取組や健康食品に関して、消費者団体の要望に応じて、消費者団体の構成員に情報提供し、意見交換を行った。
- ・ 報道関係者を対象に、残留農薬のリスク評価に関してオンラインセミナーを開催し、意見交換を行った。



オンライン意見交換会「科学に基づく報道とはなにか」を開催した際の様子

- ・ 「リスクコミュニケーション」「残留農薬のリスク評価」をテーマに全国食品安全連絡会議を開催した。それぞれYouTubeで動画配信し、参加団体から寄せられた質問をもとにQ&A集を作成し、共有した。
 - ・ 消費者庁等の関係省庁と連携し、親子で学べる特設ウェブコンテンツ「知ろう！考えよう！食べものと放射性物質」を公開した。また、一般消費者を対象とした食品に関するリスクコミュニケーション「共に考える食品中の放射性物質」をオンライン開催し、意見交換を行った。
- (イ) 食の安全ダイヤル
- ・ 一般消費者等から566件の相談や問い合わせを受け付けた。内容については、引き続き新型コロナウイルス関連の相談が多かった。委員会は、ウェブサイト上に2020年(令和2年)4月22日に「新型コロナウイルス感染症と食品について」のページを開設し、食品が感染経路とならないこと、感染予防に効果がある食品の報告がないことを紹介した。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。よく尋ねられる質問等について、ウェブサイトやFacebook等を通じて情報を提供するとともに、Q&Aをウェブサイトで公開し、古い情報の更新を進めた。
- (ウ) その他
- ・ 日本薬学会、日本食品化学学会及び日本食品衛生学会に講師として委員を派遣した。
 - ・ 2020年度(令和2年度)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止ないしはオンライン開催となった学会が多く、ブース出展はできなかったが、日本農薬学会の要旨集に、委員会の活動を紹介する広告を掲載した。
 - ・ オンラインにて、学生の訪問学習(3回)を受け入れた。
- ⑨2021年度(令和3年度)
- (ア) 意見交換会等
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインにて意見交換会を実施した。
 - ・ 食品関係事業者等を対象とし、「精講：食中毒を起こす微生物の性質と牛肉を安全に調理するポイントを知ろう」をオンラインで開催した。



オンラインで行った精講の様子(『食品安全 第59号』より)

- ・ 報道関係者を対象に、2021年(令和3年)7月の委員改選により、新体制となった委員会委員との意見交換会、並びに農薬の再評価及び肉を安全に調理するためのポイントをテーマにした意見交換会を開催した。



報道関係者との意見交換会の様子(『食品安全 第59号』より)

- ・ 高校生及び大学生向けの意見交換会をオンラインで開催した。
- ・ 関係省庁と連携し、大学生と一般向けに放射性物質に関する意見交換会を開催した。
- ・ 農薬の再評価、委員会が提供した情報の活用事例及び新型コロナウイルス感染症流行下で実践してきたリスクコミュニケーションの具体例をテーマに、地方公共団体

の食品安全部局を対象とした全国食品安全連絡会議をYouTubeでの動画配信によって開催した。

- ・ オンラインで実施した各種意見交換会を録画・編集し、見逃し配信としてYouTubeにて公開した(Youtubeで公開している動画の詳細については、資料編「8-6 YouTube実績一覧」を参照)。

(イ) 食の安全ダイヤル

- ・ 一般消費者等から553件の相談や問い合わせを受け付けた。内容については、新型コロナウイルス関連の相談が減少し、輸入品の食品添加物についての相談や農薬についての相談が多かった。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。また、よく尋ねられる質問等について、ウェブサイトやFacebook等を通じて情報を提供するとともに、最新の食品健康影響評価結果等を踏まえ、「食の安全ダイヤルQ&A」の内容を大幅にリニューアルした。

(ウ) その他

- ・ 消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省と連携して「食品安全セミナー：農薬の再評価」をオンラインで開催した。
- ・ 食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、「おいしいにっぽんフェス2021」に親子で学べるコンテンツを出展した。
- ・ 重点的に連携を強化する学術分野の学会等に講師派遣等を行った。獣医疫学会、日本カンピロバクター研究会及び食の安全を確保するための微生物検査協議会、ILSI Japan国際ワークショップに、講師として委員を派遣した。
- ・ JICAが行った海外の行政関係者等を対象とした、動画配信による研修にコンテ

ンツを提供した。オンラインにて、学生の訪問学習（2回）を受け入れた。

⑩2022年度（令和4年度）

（ア）意見交換会等

- ・ 新型コロナウイルス感染者数の推移に応じて、オンライン形式、対面形式あるいはオンラインと対面を合わせたハイブリッド形式を選んで開催した。
- ・ 食中毒やカフェインなどをテーマに、対面にて高校生及び大学生向けの意見交換会を開催した。
- ・ 一般消費者、食品事業者を対象に、「精講：食品添加物のリスク評価をアップデート～評価指針を改正、ワイン添加物も続々評価～」、「健康食品による健康被害を防ぐために」をテーマとした意見交換会をオンラインで開催した。
- ・ 報道関係者を対象に、「食品添加物のリスク評価をアップデート —評価指針を改正、ワイン添加物も続々評価—」、「食品に生える「かび」の基礎知識と「かび毒」の評価」及び「健康食品による健康被害を防ぐために」をテーマとした意見交換会を実施した。
- ・ 関係省庁と連携し、大学生と一般向けに放射性物質に関する意見交換会をハイブリッド形式で開催した。
- ・ 消費者庁が行う地方公共団体等食品安全担当職員研修会との合同会議として、「地方自治体が行うリスクコミュニケーションの重要性」をテーマに、地方公共団体の食品安全部局を対象とした全国食品安全連絡会議を開催した。（協力：厚生労働省、農林水産省）。
- ・ オンラインで実施した各種意見交換会を録画・編集し、見逃し配信としてYouTube

にて公開した（YouTubeで公開している動画の詳細については、資料編「8-6 YouTube実績一覧」を参照）。

（イ）食の安全ダイヤル

- ・ 一般消費者等から675件の相談や問い合わせを受け付けた。内容については、農薬、昆虫食及び妊娠中の食生活についての相談が多かった。寄せられた情報等について、必要に応じ、関係省庁へ情報を提供した。また、よく尋ねられる質問等について、ウェブサイトやFacebook等を通じて情報を提供した。

（ウ）その他

- ・ 東京農業大学に新しく新設された食品安全研究センターの開設記念講演に、委員長が参加した。
- ・ 消費者庁等の関係省庁と連携し、親子が一緒に学ぶことを目的として開催される「学研キッズフェス2022秋」及び「Farm Love with ファーマーズ&キッズフェスタ2022」に出展し、食品中の放射性物質や食品安全について親子で学べるコンテンツを提供した。
- ・ 関連学会である日本食品衛生学会、日本獣医公衆衛生学会、日本食品微生物学会等に委員を講師として派遣した。
- ・ 対面にて、学生の訪問学習（3回）を受け入れた。

（2）情報提供

①2013年度（平成25年度）

- ・ 季刊誌「食品安全」第35～38号を発行し、第36号（2013年7月発行）には、委員会設立10周年関連の記事を掲載した。
- ・ 2014年（平成26年）2月に公式Facebookページを開設。委員会の活動状況をはじめ、食品安全やリスク評価に関する情報発信を

開始した。

(Facebookの各年度における閲覧者数トップ5の記事は、資料編「8-5 Facebook実績」を参照。)

【委員会Facebookのページ (2023年6月末時点)】



【委員会公式Facebookページについて】



<https://www.fsc.go.jp/sonota/sns/facebook.html>

- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、キッズボックス (月1回) 及びメールマガジン (ウィークリー版、読み物版) を定期的に発行した。

②2014年度 (平成26年度)

- ・ 季刊誌「食品安全」第39～42号を発行し、委員会セミナー「ビスフェノールAに関する国際セミナー」報告 (第39号) や、「麻痺性貝毒のファクトシート」 (第41号) 等に関する記事を掲載した。
- ・ 2014年 (平成26年) 11月、それまでのキッズボックスから選定した内容をまとめ「キッズボックス総集編」を発行し、ウェブサイトで公開するとともに冊子も配布した。

【キッズボックス総集編】



https://www.fsc.go.jp/visual/kikanshi/k_index_back_number_kidsbox.html

- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、キッズボックス (月1回) 及びメールマガジン (ウィークリー版、読み物版) を定期的に発行した。

③2015年度 (平成27年度)

- ・ 季刊誌「食品安全」第43～46号を発行し、「加熱時に生じるアクリルアミドについて」 (第43号) や、ジュニア食品安全委員会の開催 (第44号) 等に関する記事を掲載した。
- ・ 2015年 (平成27年) 5月に公式ブログを開設。Facebookでの発信内容を中心に掲載することでアーカイブ的な機能を持たせつつ、より幅広い層への情報発信を開始した。
- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、キッズボックス (月1回) 及びメールマガジン (ウィークリー版、読み物版) を定期的に発行した。

④2016年度（平成28年度）

- ・ 季刊誌「食品安全」第47～50号を発行し、「カンピロバクターのファクトシート」（第48号）や、委員会の国際的な取組（第50号）等に関する記事を掲載した。
- ・ 2017年（平成29年）3月にメールマガジン読み物版をまとめた「メールマガジン読み物版総集編」の発行、及び冊子「科学の目で見る食品安全」の内容をリニューアルし、ウェブサイトで公開するとともに冊子も配布した。
- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、キッズボックス（月1回）及びメールマガジン（ウィークリー版、読み物版）を定期的に発行した。

⑤2017年度（平成29年度）

- ・ 季刊誌「食品安全」第51～54号を発行し、「食品中のカフェインについて」、国際会議「食品安全のための科学的国際協力の未来には何があるのか」の開催（ともに第51号）等に関する記事を掲載した。
- ・ 2017年（平成29年）11月に、新たに公式Youtubeチャンネルを開設。

（YouTubeの配信実績については、資料編「8-6 YouTube実績一覧」を参照。）

- ・ 2018年（平成30年）3月に妊婦と周りの方へ向けた「お母さんになるあなたへ」に、リステリア食中毒や乳児ボツリヌス症などの情報を追加し、ウェブサイトで公開した。
- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、キッズボックス（月1回）及びメールマガジン（ウィークリー版、読み物版）を定期的に発行した。

⑥2018年度（平成30年度）

- ・ 「食品安全」は第55号から年1回発行と

なり、前年度の活動実績を紹介する内容に変更された。第55号は、無菌充填豆腐の評価、六価クロムワーキンググループの立ち上げ等に関する記事を掲載した。

- ・ 2019年（平成31年）3月にキッズボックス総集編を改訂し、ウェブサイトで公開するとともに冊子も配布した。
- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、キッズボックス（月1回）及びメールマガジン（ウィークリー版、読み物版）を定期的に発行した。

⑦2019年度（令和元年度）

- ・ 「食品安全」第56号を発行し、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の評価、インド食品安全基準庁（FSSAI）との協力覚書締結等に関する記事を掲載した。
- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、キッズボックス（月1回）及びメールマガジン（ウィークリー版、読み物版）を定期的に発行した。

⑧2020年度（令和2年度）

- ・ 「食品安全」第57号を発行し、かび毒「デオキシニバレノール（DON）」の評価、パーフルオロ化合物のファクトシート等に関する記事を掲載した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延を受け、2020年（令和2年）4月にウェブサイトで「新型コロナウイルス感染症と食品について」を公開した。
- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、キッズボックス（月1回）及びメールマガジン（ウィークリー版）を定期的に発行した。（メールマガジン読み物版は2020年度（令和2年度）限りで終了した）。

⑨2021年度（令和3年度）

- ・ 「食品安全」第58号を発行し、アレルギーを含む食品「卵」の評価、ダイオキシン類のファクトシート等に関する記事を掲載した。
- ・ 「食品健康影響評価書アレルギーを含む食品（卵）」について、特設のQ&Aページを開設し、SNS等で周知した。
- ・ 2021年（令和3年）10月にTwitter（現：X）に公式アカウントを開設し、情報を発信している。
（Twitterのインプレッション数トップ10の記事は、資料編「8-8 Twitter実績」を参照。）
- ・ 一般消費者向けに、肉の加熱調理に関する動画を作成し、YouTubeで公開した。
- ・ ウェブサイトをリニューアルし、トップページのレイアウト、食品安全情報ハブ、素材集などを新設した。
- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、キッズボックス（月1回）及びメールマガジン（ウィークリー版）を定期的に発行した。

⑩2022年度（令和4年度）

- ・ 「食品安全」第59号を公開し、鉛の評価、農薬の再評価制度と準備等に関する記事を掲載した。
- ・ 2022年（令和4年）8月に「お母さんになるあなたへ」を「お母さんになるあなたと周りの人たちへー妊娠の前から気をつけたい食べ物のことー」に改訂し、ウェブサイトで公開するとともに、代表的なトピックスについて解説する動画を作成し、YouTubeで公開した。
- ・ 食品健康影響評価書中の健康影響に基づく指標値の根拠となった試験の情報をまと

めた、化学物質毒性評価データベースを作成し、ウェブサイトで公開した。

- ・ ウェブサイトでは常に最新の情報を掲載し、また、キッズBOX（月1回）、メールマガジン（ウィークリー版）を定期的に発行した。

（3）食品安全モニター

委員会においては、食品健康影響評価の結果、それに基づくリスク管理機関の施策、個別の食品の安全性等について、広く国民から意見・情報等を募集し、委員会の活動に役立てることを目的として、2003年（平成15年）9月、「食品安全モニター」制度を創設した。食品安全モニターには、大学等で食品に関係の深い学問を終了した者、食品に関係の深い資格を保有する者、食品の安全に関する業務に従事したことがある者等を対象として募集を行い、2013年度（平成25年度）～2022年度（令和4年度）の間に延べ4,517名（各年度470名程度）に依頼をした。

①2013年度（平成25年度）

- ・ 食品安全モニターから、44件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2013年（平成25年）8月に食品の安全性に関する意識等について、2014年（平成26年）2月に委員会から入手した情報の利用等について、アンケート調査を実施し、課題の報告を行った。
- ・ 2013年（平成25年）5月から6月にかけて、全国6都市で「食品安全モニター会議」を合計9回開催した。（食品安全モニター会議の詳細については、資料編「8-8 食品安全モニター会議の開催状況」を参照。）

②2014年度（平成26年度）

- ・ 食品安全モニターから、34件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2014年（平成26年）8月に食品の安全性に関する意識等について、2015年（平成27年）2月に食品の安全性に関する意識と情報源についてアンケート調査を実施し、課題の報告を行った。
- ・ 2014年（平成26年）5月から6月にかけて、全国6都市で「食品安全モニター会議」を合計9回開催した。

③2015年度（平成27年度）

- ・ 食品安全モニターから、38件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2016年（平成28年）3月に食品の安全性に関する意識等についてアンケート調査を実施し、課題の報告を行った。
- ・ 2015年（平成27年）5月から6月にかけて、全国9都市で「食品安全モニター会議」を合計9回開催した。

④2016年度（平成28年度）

- ・ 食品安全モニターから、41件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2017年（平成29年）2月に食品の安全性に関する意識等についてアンケート調査を実施し、課題の報告を行った。
- ・ 2016年（平成28年）5月から6月にかけて、全国9都市で「食品安全モニター会議」を合計9回開催した。

⑤2017年度（平成29年度）

- ・ 食品安全モニターから、32件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2018年（平成30年）2月に食品の安全性に関する意識等についてアンケート調査を

実施し、課題の報告を行った。

- ・ 2017年（平成29年）6、9、10月に、全国3都市で「食品安全モニター会議」を合計5回開催した。
- ・ 7月から12月に食品安全に関する基礎知識を学ぶためのeラーニングを実施した。

⑥2018年度（平成30年度）

- ・ 食品安全モニターから、26件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2019年（平成31年）2月に食品の安全性に関する意識等についてアンケート調査を実施し、課題の報告を行った。
- ・ 2018年（平成30年）9月から11月に食品安全に関する基礎知識を学ぶためのeラーニングを実施した。

⑦2019年度（令和元年度）

- ・ 食品安全モニターから、21件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2020年（令和2年）2月に食品の安全性に関する意識等についてアンケート調査を実施し、課題の報告を行った。
- ・ 2019年（令和元年）6月から8月に食品安全に関する基礎知識を学ぶためのeラーニングを実施した。

⑧2020年度（令和2年度）

- ・ 食品安全モニターから、16件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2020年（令和2年）12月に食品の安全性に関する意識等についてアンケートを実施し、課題の報告を行った。
- ・ 8月から10月に食品安全に関する基礎知識を学ぶためのeラーニングを実施した。

⑨2021年度（令和3年度）

- ・ 食品安全モニターから、28件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2022年（令和4年）1月に食品の安全性に関する意識等についてアンケート調査を実施し、課題の報告を行った。
- ・ 2021年（令和3年）6月から8月に食品安全に関する基礎知識を学ぶためのeラーニングを実施した。
- ・ 6月に「食の安全に関する最近の国際動向」について、12月に「アレルゲンを含む食品（卵）の評価書」についてオンラインセミナーを開催した。

⑩2022年度（令和4年度）

- ・ 食品安全モニターから、38件の随時報告を受け付けた。
- ・ 2023年（令和5年）1月に食品の安全性に関する意識等についてアンケート調査を実施し、課題の報告を行った。
- ・ 2022年（令和4年）6月から8月に食品安全に関する基礎知識を学ぶためのeラーニングを実施した。
- ・ 8月に「食品添加物に関する安全性と新評価指針のポイント」について、12月に食品に生える「かび」と「かび毒の評価」についてオンラインセミナーを開催した。

7 緊急時対応

委員会の活動の柱の一つに、食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態において、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下、関係行政機関等と密接に連携し、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行うことがある。

そのため、緊急時に備え、関係府省と連携して緊急時対応に係るマニュアルを整備するとともに、平時から緊急時対応の訓練を実施する等、対処体制の強化に努めてきた。各年度における対応状況は以下のとおりである。

①2013年度（平成25年度）

2013年（平成25年）2月4日の第462回委員会会合において決定した平成25年度緊急時対応訓練計画に基づき、実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施した。実務研修として、

4月に緊急時対応手順研修及びホームページ掲載研修、9月～11月にメディア対応研修（基礎研修）、11月にメディア対応研修（実践研修）を行った。確認訓練は消費者庁、厚生労働省及び農林水産省も参加し、12月11日に実施した。訓練の結果は、2014年（平成26年）1月31日の第9回企画等専門調査会及び2月10日の第502回委員会会合において報告した。

緊急事態への対処体制の整備として、委員会における緊急時対応の手順のポイントを取りまとめるとともに、委員会の電子掲示板やプレスリリース及びQ&Aのテンプレートを整備した。

2013年（平成25年）6月に、トルコ産タヒニごまペーストにおけるサルモネラ菌によりアメリカ及びニュージーランドで食中毒が発生した事案について、厚生労働省から情報を収集し、トルコ国内の製造業者が製造したタヒニごまペースト及びその加工品の自主回収状況等についてホームページで情報を提供した。



2013年（平成25年）12月11日に実施した確認訓練の様子（『食品安全 第38号』より）

8月に豪州で発生した、同国で製造された粉ミルクからボツリヌス菌と疑われる菌が検出された事案において、現地政府の発表、日本への輸入の有無等について、情報収集を行った。

10月に発生したタイで製造されたロールキャベツ等に国内で未承認の遺伝子組換えパパイヤが使用され、販売業者等が自主回収を行った事案において、販売業者、関係省庁等から情報収集を行った。

12月に発生した冷凍食品に農薬（マラチオン）が混入された事案については、国際機関（JMPR）における農薬マラチオンの一日摂取許容量（ADI）、急性参照用量（ARfD）等の科学的知見を速やかに関係省庁に提供するとともに、事業者が発表した毒性についての見解における問題点を厚生労働省に伝達した。さらに、マラチオンの概要（ADI、ARfD等）をホームページに掲載するとともに、メールマガジンにて、全国1万人

の会員に情報提供を行った。

2014年（平成26年）1月に発生した浜松市におけるノロウイルス集団食中毒の事案において、関係行政機関と連携をとりながら、ホームページにて注意喚起等を行った。

②2014年度（平成26年度）

2014年（平成26年）2月10日の第502回委員会会合において決定した平成26年度緊急時対応訓練計画に基づき、実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施した。実務研修として、4月に緊急時対応手順研修、5月にホームページ掲載研修、10月～12月にメディア対応研修（基礎研修）、11月にメディア対応研修（実践研修）を行った。確認訓練は消費者庁、厚生労働省及び農林水産省も参加し、12月25日に実施した。訓練の結果は、2015年（平成27年）1月30日の第13回企画等専門調査会及び2月10日の第548回委員会会合において報告した。



2014年（平成26年）12月25日に実施した確認訓練の様子（『食品安全 第42号』より）

また、緊急時対応訓練の結果や実際の緊急時の対応を踏まえ、委員会における緊急時対応について改善策を検討するとともに、ホームページへの掲載がより容易に行えるよう、システムの改善を図った。

2014年（平成26年）4月に熊本県で鳥イン

フルエンザが発生した事案において、ホームページ上トップページに「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」を掲載し、内容を更新するとともに、Facebook及びメールマガジンを通して情報発信した。

7月に輸入ししゃもに殺鼠剤「ダイファシノン」が混入された事案において、「ダイファシノンの概要」を取りまとめ、関係省庁及び自治体に情報提供するとともに、ホームページ、Facebook及びメールマガジンを通じて情報発信した。

8月に静岡県で大規模なO157食中毒が発生した事案において、ホームページ上のO157に関する情報を充実させるとともに、Facebookにおいて注意喚起を行った。



Facebookにて投稿した情報（抜粋）

年末年始に高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生した事案について、関係行政機関との連携のもとに、ホームページ、Facebook等による情報提供等を行った。

2015年（平成27年）2月にノルウェーで初のBSEが確認された事案について、関係行政機関との連携のもとに、ホームページ、Facebook等により情報提供等を行った。

③2015年度（平成27年度）

2015年（平成27年）2月10日の第548回委員

会会合において決定した平成27年度緊急時対応訓練計画に基づき、実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施した。実務研修として、4月に緊急時対応手順研修、6月～7月に情報発信研修、11月にメディア対応研修（基礎研修）、12月にメディア対応研修（実践研修）を行った。確認訓練は消費者庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省も参加し、12月25日に実施した。訓練の結果は、2016年（平成28年）2月4日の第17回企画等専門調査会及び2月16日の第595回委員会会合において報告した。

④2016年度（平成28年度）

2016年（平成28年）2月16日の第595回委員会会合において決定した平成28年度緊急時対応訓練計画に基づき、実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施した。実務研修として、4月に緊急時対応手順研修、6月～7月に情報発信研修、11月にメディア対応研修（基礎研修・実践研修）を行った。確認訓練は消費者庁、警察庁、厚生労働省及び農林水産省も参加し、2017年（平成29年）1月16日に実施した。訓練の結果は、2月6日の第20回企画等専門調査会及び2月14日の第638回委員会会合において報告した。

⑤2017年度（平成29年度）

2017年（平成29年）2月14日の第638回委員会会合において決定した平成29年度緊急時対応訓練計画に基づき、実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施した。実務研修として、4月に緊急時対応手順研修、10月に情報発信研修、11月にメディア対応研修（基礎研修・実践研修）を行った。確認訓練は消費者庁、厚生労働省及び農林水産省も参加し、12月21日に実施した。訓練の結果は、2018年（平成

30年) 1月29日の第23回企画等専門調査会及び2月6日の第683回委員会会合において報告した。

⑥2018年度(平成30年度)

2018年(平成30年)2月6日の第683回委員会会合において決定した平成30年度緊急時対応訓練計画に基づき、実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施した。実務研修として、4月に緊急時対応手順研修、11月に情報発信研修、12月にメディア対応研修を行った。確認訓練は消費者庁、警察庁、厚生労働省及び農林水産省も参加し、12月20日に実施した。訓練の結果は、2019年(平成31年)2月4日の第26回企画等専門調査会及び2月12日の第730回委員会会合において報告した。

2018年度(平成30年度)に各地で発生したCSF(豚熱)については、関係行政機関との連携のもとに、ホームページで情報提供等を行った。

⑦2019年度(令和元年度)

2019年(平成31年)2月12日の第730回委員会会合において決定した2019年度緊急時対応訓練計画に基づき、実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施した。実務研修として、4月に緊急時対応手順研修、10月に参加型の情報収集・分析研修、11月に委員を講師とした情報共有・発信研修を行った。確認訓練は消費者庁、厚生労働省及び農林水産省も参加し、12月6日に実施した。訓練の結果は、2020年(令和2年)1月30日の第29回企画等専門調査会及び2月18日第773回委員会会合において報告した。

2019年度(令和元年度)は、特に、災害発生時における食中毒への注意を促す情報やCOVID-19と食品との関係に関する情報を、

Facebook等を通じて提供した。



Facebookにて投稿した情報(抜粋)

⑧2020年度(令和2年度)

2020年(令和2年)2月18日の第773回委員会会合において決定した令和2年度緊急時対応訓練計画に基づき、実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施した。実務研修として、5月に緊急時対応手順研修、7月に情報発信研修及び情報共有研修を行い、さらに同月に情報共有・発信研修を2回開催した。また、10月には対応事例講習会を実施した。確認訓練は消費者庁、警察庁、厚生労働省及び農林水産省も参加し、12月10日に実施した。訓練の結果は、2021年(令和3年)2月4日の第32回企画等専門調査会及び2月16日第805回委員会会合において報告した。

2020年度(令和2年度)は、特に、災害発生時における食中毒への注意を促す情報やCOVID-19と食品との関係に関する情報を、Facebook等を通じて提供した。

⑨2021年度(令和3年度)

2021年(令和3年)2月16日の第805回委員会会合において決定した令和3年度緊急時対応訓練計画に基づき、実務研修と確認訓練の2本立てで訓練を実施した。実務研修として、5月に緊急時対応手順研修、10月に情報収集・発信研修、11月に緊急時対応事例講習会を実施した。確認訓練は消費者庁、厚生労働省及び農林水産省も参加し、2022年(令和

4年) 2月10日に実施した。訓練結果は、6月16日の第36回企画等専門調査会及び6月28日の第864回委員会会合において報告した。

⑩2022年度(令和4年度)

2022年(令和4年)2月15日の第847回委員会会合において決定した令和4年度緊急時対応訓練計画に基づき、5月に緊急時対応手順研修、9月に情報収集・発信研修、11月に緊急時対応事例講習会、12月23日には、消費者庁、警察庁、厚生労働省及び農林水産省も含めた緊急時対応確認訓練を実施した。情報収集・発信研修においては、委員会としての情報発信のあり方や緊急時における情報発信の講義、議論やアンケートを行った。訓練結果は、2023年(令和5年)1月26日の第38回企画等専門調査会及び1月31日の第887回委員会会合において報告した。

また、昨年度の緊急時対応訓練参加者の意見等を踏まえ、委員会内の緊急時対応手順書について、見直し・改定に向けて骨子の作成を行った。

第36回企画等専門調査会において、専門委員から緊急事態発生時の現場と省庁間の連携体制に関する意見があり、その意見について関係省庁と共有し、自治体の訓練について、厚生労働省が自治体と連携し定期的実施していることを確認するなど、関係省だけでなく自治体も含めた緊急時の対応について確認を行った。

2022年度(令和4年度)に高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生した事案について、関係行政機関と連携を取りながら、ホームページ、Facebook等による情報提供等を行った。



Facebookにて投稿した情報(抜粋)

8 国際関係

委員会においては、国際機関や諸外国の公的機関等との連携を行っている。また、2013年度(平成25年度)に英文電子ジャーナルを創刊し、食品のリスク評価に関連のある分野の専門家等による原著、投稿論文や委員会による評価書の内容等を国内外へ広く情報発信している。

各年度における対応状況は以下のとおり。

①2013年度(平成25年度)

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議

(JECFA)、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)、その他の食品の安全性に関する国際会議等に専門委員等を派遣し(16回)、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の作成・供覧等により、情報を共有し、国際協調を図った。

既に協力覚書を締結している欧州食品安全機関(EFSA)、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)との定期会合等を開催した。



F S A N Z マツカチヨン長官と熊谷委員長（『食品安全第36号』より）

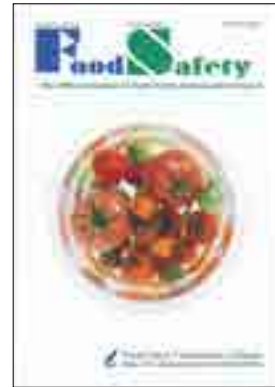
2013年度（平成25年度）7月には、委員会設立10周年記念事業として、E F S A、F S A N Z、国際獣疫事務局（O I E）等の海外の機関、歴代の委員会委員等を招いた「国際共同シンポジウム」を開催し、食品健康影響評価に係る研究の最新動向及び食品健康影響評価の国際的動向についての講演並びに食品健康影響評価の今後についてのパネルディスカッションを行った。

11月に、オーストリアのグラーツ大学より講演者を招き、セミナー「ヒ素に関する最新知見について」を開催した。

また同月には、査読付きオープンアクセス英文電子ジャーナル（Food Safety）を創刊した。

（ジャーナルの発行実績については、資料編「11 英文電子ジャーナルの発行実績」を参照。）

【『Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission』】



『Food Safety』の表紙

『Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission』創刊

ホームページに、月報や評価書要約の英訳（40件）を掲載するとともに、掲載した情報を海外連携機関に送付した。

②2014年度（平成26年度）

J E C F A、J M P R、その他の食品の安全性に関する国際会議等に専門委員等を派遣し（18回）、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報を共有し、国際協調を図った。

既に協力覚書を締結しているE F S A、F S A N Zとの定期会合等を開催した。

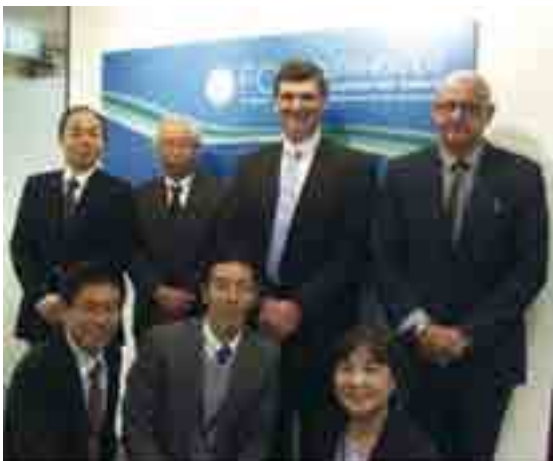
また、E F S A等から専門家を招へいし、「ビスフェノールAに関する国際セミナー」や「食品安全分野におけるリスクコミュニケーションに関する国際セミナー」を開催し、リスク分析による食品安全の取組の普及啓発を図った。



EFSAと定期会合の際の熊谷委員長とクレイナー局長（『食品安全 第41号』より）



EFSAとの会合の様子（『食品安全 第41号』より）



第2回定期会合を行ったFSANZと委員会のメンバー（『食品安全 第40号』より）

ホームページに、月報や評価書要約の英訳（50件）を掲載するとともに、四半期ごと（6月、9月、12月、3月）に英文電子ジャーナルを発行し、国内外へ広く情報発信を行った。

③2015年度（平成27年度）

JECFA、JMPR、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣し（20回）、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報を共有し、国際協調を図った。

また、EFSAと更なる連携強化を目的に協力文書を改定し、定期会合を開催した。これまでも交流を行ってきたポルトガル経済食品安全庁（ASAE）とフランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）とは、新たな協力覚書を締結し、今後、当該文書に基づき連携を進めていくこととなった。



山添委員長代理（左）とガスパールASAE長官（右）（『食品安全 第45号』より）



山添委員長代理（左）とガスパールASAE長官（右）（『食品安全 第45号』より）

ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）等から専門家を招へいし、リスク分析による食品安全の取組の普及啓発を図るため、「農薬の急性参照用量（ARfD）の設定に関する国際シンポジウム」、「食品媒介感染症防止に向けた食品安全確保のための定性的定量的アプローチに関する国際シンポジウム」、「食品安全の明日をともに考える国際シンポジウム」を開催した。



「食品媒介感染症防止に向けた食品安全確保のための定性的定量的アプローチに関する国際シンポジウム」のディスカッションの様子（『食品安全 第45号』より）



WHO・宮城島一明部長



「食品安全の明日をともに考える国際シンポジウム」の様子（『食品安全 第47号』より）

ホームページに、月報や評価書要約の英訳（43件）を掲載するとともに、四半期ごとに英文電子ジャーナルを発行し、国内外へ広く情報発信を行った。

④2016年度（平成28年度）

J E C F A、J M P Rその他の食品の安全性に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣し（20回）、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報を共有し、国際協調を図った。

これまでも交流を行ってきたB f Rと、協力覚書を締結し、今後、当該文書に基づき連携を進めていくこととなった。既に協力覚書を締結しているE F S A、F S A N Z、A S A E及びA N S E Sとも、相互の訪問等を通じて積極的に交流を行い、連携を強化した。



B f Rと会合参加者（『食品安全 第50号』より）

また、英国動植物衛生庁等から専門家を招へいし、食品安全委員会国際専門家招へいプログラム「国際セミナー～牛海綿状脳症（BSE）と食の安全に関する科学～」を開催した。



食品安全委員会国際専門家招へいプログラム「国際セミナー～牛海綿状脳症（BSE）と食の安全に関する科学～」の様子（『食品安全 第47号』より）

ホームページに、月報や評価書要約の英訳（43件）を掲載するとともに、四半期ごとに英文電子ジャーナルを発行し、国内外へ広く情報発信を行った。

⑤2017年度（平成29年度）

JECFA、JMPRその他の食品の安全性に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣し（21回）、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報を共有し、国際協調を図った。

これまでも交流を行ってきたデンマーク工科大学（DTU）と協力覚書を締結し、今後、当該文書に基づき連携を進めていくこととなった。既に協力覚書を締結しているEFSA、FSANZ、ASAE、ANSES、BfRとも、国際会議の共催、相互の訪問、担当者間の日常的な連絡等を通じて積極的に交流を行い、連携を強化した。また、EFSAと共同で国際協力の在り方に関して、国際会議～食品安全のための科学的国際協力の未来には何があるのか～を開催した。海外の研究者等を招へいして、食品安全に係る各種の意見交換会等を実施して、科学的知見の充実に図った。



国際会議「食品安全のための科学的国際協力の未来には何があるのか」パネルディスカッションの様子（『食品安全 第51号』より）

ホームページに、月報や評価書要約の英訳を掲載するとともに、四半期ごとに英文電子ジャーナルを発行し、国内外へ広く情報発信を行った。

⑥2018年度（平成30年度）

JECFA、JMPRその他の食品の安全性に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣し（23回）、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報を共有し、国際協調を図った。

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と合同で、インド食品安全基準局（FSSAI）と食品安全分野における協力覚書を締結した。既に協力覚書を締結しているEFSA、FSANZと定期会合を行い、連携を強化した。

また、米国食品医薬品庁（FDA）等から研究者等を招へいし、「国際ワークショップ～ヒト健康影響評価の精緻化に向けた評価技術の開発～」を開催し、科学的知見の充実に

図った。

ホームページに、月報や評価書要約の英訳を掲載するとともに、四半期ごとに英文電子ジャーナルを発行し、国内外へ広く情報発信を行った。

⑦2019年（令和元年度）

JECFA、JMPRその他の食品の安全性に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣し（19回）、その成果について、報告会の開催や関係する専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報を共有し、国際協調を図った。

既に協力覚書を締結しているBfRと会合を行い、連携を強化した。また、BfRから研究者等を招へいし、食品安全に係る各種の勉強会等を実施し、科学的知見の充実を図った。

また、FSANZ、アイルランド食品安全庁（FSAI）及びサウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）が中心となり新たに立ち上げられた食品安全機関ヘッドフォーラム等に参加し、情報交換を行うとともに海外の食品安全機関等との連携の構築を図った。

ホームページに、月報や評価書要約の英訳を掲載するとともに、四半期ごとに英文電子ジャーナルを発行し国内外へ広く情報発信を行った。なお、ジャーナルについて、新たに米国国立医学図書館（NLM）などが主催するPMCと契約して、広く情報発信が行えるようになった。

⑧2020年（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症の影響により、参加を予定していた国際会議等は、多くが翌年以降に延期となったが、一部はウェブ会議システムを利用して開催され、委員、専門委

員又は事務局職員が参加し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った（6回）。

協力文書を締結しているEFSA等の食品安全機関とは、担当者間で日常的にメール及びウェブ会議システムを利用して意見・情報交換を行った。

さらに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載するとともに、四半期ごとに英文電子ジャーナルを発行し、国内外へ広く情報発信を行った。

⑨2021年度（令和3年度）

JMPR、コーデックス委員会、その他の食品安全に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員が参加し、意見交換・情報収集を行い（14回）、また、BfRでは、委員がワークショップで講演を行った。

協力文書を締結している食品安全機関のうち、ANSESとは担当者間による意見・情報交換、EFSAとは定期会合を開催し、連携強化を図った。



EFSAとの定期会合の様子（『食品安全 第59号』より）

また、世界保健機関（WHO）の専門家を招へいしてセミナーを開催し、国際機関におけるリスク評価等の国内における理解醸成を図った。

さらに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載するとともに、四半期ごとに英文電子ジャーナルを発行し、国内外へ広く情報発信を行った。

⑩2022年度（令和4年度）

コーデックス委員会、その他の食品安全に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員が参加し、意見交換・情報収集を行った(16回)。バングラデシュのリスク管理機関行政から訪問もあり、委員会の取組について

情報提供を行った。

JEMRA事務局等から講演者を招へいして食品安全シンポジウム～国際的な微生物学的リスク評価専門家会議を理解する～を開催し、国際機関における微生物のリスク評価について国内における理解醸成を図った。

さらに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載するとともに、四半期ごとに英文電子ジャーナルを発行し、国内外へ広く情報発信を行った。

9 関係府省間の連携

法第15条は関係行政機関の相互の密接な連携の下に、食品の安全性の確保に関する施策が策定されなければならない旨規定しており、2012年（平成24年）6月29日に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」においては、委員会は、リスク管理機関との間で、連携及び政策調整の具体的な手法について取り決めを締結し、公表することが規定されている。

また、これを受けて消費者庁、委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省との間で決定された「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合わせ）において、各府省庁の担当部局長を構成員とする「食品安全行政に関する関係

府省連絡会議」が設置された。本関係府省連絡会議は、消費者庁主催の下、毎年度1、2回開催され、関係各府省の食品安全関係予算の概要、食品安全関係施策の実施状況等について、情報共有、意見交換等が実施されている。

また、当該関係府省申合わせに基づき、原則として毎週1回、関係府省担当課長等を構成員とする関係府省連絡会議幹事会が開催されている。

さらに、当該関係府省申合わせに基づき、リスクコミュニケーション担当者会議（原則として隔週）、食品リスク情報関係府省担当者会議（原則として毎月1回）を開催し、関係府省間の密接な連携が図られている。

10 法令・委員会決定

(1) 法律

法は、2003年（平成15年）5月の成立以来、その基本的な内容の改正は行われていない。

原始附則又は一部改正法による改正は以下のとおりである。

○薬事法等の一部を改正する法律による改正
薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第88条により、法第2条を改正し、「食品」の定義から「再生医療等製品」を除き、また、法第24条第1項第8号を改正し、所要の規定の整理（薬事法上の「医療機器」及び「体外診断用医薬品」に係る規制の見直し並びに「再生医療等製品」を医薬品、医療機器等と区別して新たに定義付けること等に伴う整理）を行った。

○独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律による改正

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成26年法律第38号）附則第12条により、法の規定の整理（独立行政法人医薬基盤研究所の解散及び業務移管に伴う法第27条第3項中の引用法令の修正等）を行った。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）第30条により、法の規定の整理（法第27条第3項中研究開発型の独立行政法人の名称の修正等）を行った。

○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律による改正

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第26条により、法の規定の整理（国立研究開発法人農業環境技術研究所の解散及び業務移管に伴う法第27条第3項中の条文名の削除等）を行った。

○食品衛生法等の一部を改正する法律による改正

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第8条第1項による特別な注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の報告制度の導入、同法第18条第3項による器具及び容器包装のポジティブリストの導入、同法第51条によるHACCPによる衛生管理の制度化、同法第52条による器具及び容器包装を製造する者に対する適正製造管理規範（GMP）に取り組むことの義務付けが行われた。これを受け、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第23条及び第24条により、法第24条第1項第1号を改正し、新たに委員会への法定諮問事項を追加するとともに、条項ずれ等規定の整理を行った。

○農薬取締法の一部を改正する法律による改正

農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）附則第19条により、法第24条第1項第2号を改正し、農薬取締法に係る諮問事項のうち、公定規格に関する事項を削り、また条項ずれの整理を行った。

○肥料取締法の一部を改正する法律による改正

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）附則第12条第6号により、法の規定の整理（肥料取締法の名称の変更に伴う法第24条第1項第3号中の法律名の修正）を行った。

（2）政令

食品安全委員会令（平成15年政令第273号）は、2003年（平成15年）のと畜場法施行令の

一部改正に伴う規定の整理が行われた以降、改正されていない。

(3) 内閣府令、訓令

①食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）

本府令は、2013年（平成25年）5月以降、下記のとおり改正が行われた。

2013年（平成25年）6月に、遺伝子組換え食品等の安全性審査の手続きを定めようとするとき及び遺伝子組換え飼料等の安全性の確認の手続きを定めようとするときを委員会に対する必須諮問事項に追加する改正を行った。

2015年（平成27年）11月に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を満たす遺伝子組換え飼料添加物については、農林水産大臣の確認を不要とされたことから、農林水産大臣が基準を定めようとするときを委員会に対する必須諮問事項に追加する改正を行った。

2018年（平成30年）11月に、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、本府令において引用している告示の名称が改正されることから、本府令において当該告示名の改正を行った。

②食品安全委員会事務局組織規則（平成15年内閣府令第67号）

本府令は、2013年（平成25年）5月以降、下記のとおり改正が行われた。

2015年（平成27年）4月に、法第23条第1項第6号に規定する科学的調査及び研究に関する事務を総務課の所掌から評価第一課へ移管する等の所要の改正を行った。

2023年（令和5年）3月に、リスクコミュニ

ケーション官を廃止し、評価第一課に農薬評価室を設置する改正を行った（同年4月1日施行）。

③評価技術企画室の設置に関する訓令（平成27年内閣府訓令第25号）

2015年（平成27年）4月に、より迅速かつ信頼性の高いリスク評価のための新しい評価方法や新たな技術を応用した食品の評価方法の企画・立案機能を強化するため、評価第一課に評価技術企画室及び評価技術企画官を設置することとした（平成27年4月10日施行）。

④評価情報分析官の設置に関する訓令（平成24年内閣府訓令第15号）

本訓令は、2012年（平成24年）4月に施行されて以降、改正は行われていない。

(4) 委員会決定

委員会の運営に必要な事項や食品健康影響評価の方針等を委員会決定として定めている。2013年（平成25年）以降に策定・改正されたものの概要は以下のとおりである。

①食品安全委員会専門調査会等運営規程（平成15年7月9日委員会決定）

2003年（平成15年）7月9日の第2回委員会会合において決定された「食品安全委員会専門調査会運営規程」は、専門調査会の運営や各専門調査会の所掌事務を定めているが、各専門調査会の再編等のため、2013年（平成25年）以降、3回改正された。

ア 2015年（平成27年）9月29日の第578回委員会会合において、①専門委員の任期を明文化し、②ワーキンググループに関する規定を新たに追加し、③化学物質・汚染物質専門調査会の名称を汚染物質等専門調査会

に変更し、④規程の名称を「食品安全委員会専門調査会等運営規程」に改める改正が了承され、同年10月1日に改正された。

イ 2018年（平成30年）4月3日の第691回委員会会合において、ワーキンググループの廃止に関する規定を追加する改正が了承され、同日に改正された。

ウ 2020年（令和2年）3月24日の第777回委員会会合において、農薬専門調査会を廃止し、農薬全般に関する事項や再評価に関する事項について調査審議を行う農薬第一専門調査会並びに個別の品目について調査審議を行う農薬第二専門調査会、農薬第三専門調査会、農薬第四専門調査会及び農薬第五専門調査会を設置する改正が了承され、同年4月1日に改正された。

②テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について（令和2年4月9日委員会決定）

2020年（令和2年）4月9日の第779回委員会会合において決定された「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」は、天災等のやむを得ない事情がある場合、専門調査会等の会合に専門委員等がテレビ会議又はWeb会議システムを用いて出席することができることを定めている。

③食品安全委員会緊急時対応指針（平成17年4月21日委員会決定）

2005年（平成17年）4月21日の第91回委員会会合において決定された「食品安全委員会緊急時対応指針」は、食中毒等による緊急事態等への対応に関する手順を定めており、2023

年（令和5年）3月28日の第894回委員会会合において、2023年度（令和5年度）の委員会事務局の組織再編等を踏まえた改正が了承され、同年4月1日付で改正された。

④食品健康影響評価に係る指針について

調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、評価指針等の策定及び改正を行っており、2013年（平成25年）以降、新たに策定又は改正した評価指針の概要は以下のとおりである。

ア 添加物に関する食品健康影響評価指針（令和3年9月28日委員会決定）

イ 添加物（酵素）に関する食品健康影響評価指針（平成29年7月18日委員会決定）

・令和3年9月28日一部改正

ウ 残留農薬に関する食品健康影響評価指針（令和元年10月1日委員会決定）

・令和3年4月6日一部改正

エ 動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針（平成30年4月10日委員会決定）

・平成30年9月25日一部改正

オ 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（令和元年5月28日委員会決定）

・令和2年10月6日一部改正

カ 食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針（令和4年6月21日委員会決定）

キ 飼料添加物に関する食品健康影響評価指針（令和3年5月18日委員会決定）

ク 栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針(平成29年7月18日委員会決定)
・令和3年9月28日一部改正

ケ 香料に関する食品健康影響評価指針(平成28年5月17日委員会決定)
・令和3年9月28日一部改正

コ 家畜等への抗菌性物質の使用により選択

される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針(平成16年9月30日委員会決定)
・令和4年3月22日一部改正

サ 食品健康影響評価におけるベンチマーク
ドーズ法の活用に関する指針[動物試験で
得られた用量反応データへの適用](令和元
年10月29日委員会決定)
・令和4年6月14日一部改正

【付録】

法令・委員会決定の詳しい情報は下記リンク先に掲載。

食品安全基本法（平成15年法律第48号）



<https://www.fsc.go.jp/hourei/>

食品安全委員会専門調査会等運営規程（平成15年7月9日委員会決定）



<https://www.fsc.go.jp/iinkai/index2.data/senmontyousakaiunneikitei.pdf>

食品安全委員会緊急時対応指針（平成17年4月21日委員会決定）



https://www.fsc.go.jp/iinkai/index2.data/04_kinkyuji-taiousisin.pdf

添加物に関する食品健康影響評価指針（令和3年9月28日委員会決定）

添加物（酵素）に関する食品健康影響評価指針（平成29年7月18日委員会決定）



<https://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/>

香料に関する食品健康影響評価指針（平成28年5月17日委員会決定）



<https://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/kouryou.html>

残留農薬に関する食品健康影響評価指針（令和元年10月1日委員会決定）



<https://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/>

動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針（平成30年4月10日委員会決定）



<https://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/>

食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（令和元年5月28日委員会決定）



<https://www.fsc.go.jp/senmon/kiguyouki/>

食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針（令和4年6月21日委員会決定）



https://www.fsc.go.jp/senmon/biseibutu_virus/

栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針（平成29年7月18日委員会決定）
食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕（令和元年10月29日委員会決定）



<https://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/>

飼料添加物に関する食品健康影響評価指針（令和3年5月18日委員会決定）

家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）



<https://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/>